

総務市民委員会記録

日 時	令和6年6月24日(月)	午後 1時00分～午後 2時07分 午後 2時17分～午後 3時20分 午後 3時30分～午後 5時17分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎福元 愛 ○塚本竜太郎 内田 博紀 小川 学 小川百合子 永山 智仁 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
委員外出席者	なし	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者	副市長(染谷康則) 危機管理部長(熊井輝夫) 次長兼防災安全課長(長妻克典) 総務部長(鈴木実) 人事課長(伊藤正則) 企画部長(小島利夫) 共生・交流推進センター所長(佐伯淳史)DX推進課長(畝山英晴) 財政部長(中山浩二)次長兼市民税課長(石田 清) 財政課長(清水雅晴)債権管理課長(田崎喜一) 資産税課長(沖本雅樹)資産税課統括リーダー(加賀美章江) 広報部長(稲荷田修一) 広報広聴課長(真田理江) 市民生活部長(永塚洋一) 市民課長(阿部信行)パスポートセンター所長(田中義通) 柏駅前行政サービスセンター統括リーダー(栗原展男) 会計管理者兼会計課長(荒巻幸男) 消防局長(本田鉄二) 選挙管理委員会事務局長(関野昌幸) 環境政策課長(田口 史) 住宅政策課長(齊藤清一) その他関係職員	

午後 1時開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手してください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際にはその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、審査に必要な資料を閲覧するため、議長から貸与されたタブレット端末の使用が認められています。使用の際には操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第2号、専決処分について、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市犯罪被害者等支援条例の制定についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まずは、第1区分のところから議案第2号について質問させていただきます。まず、この定額減税、これ本当に大変な御負担を職員さん強いられていると思います。国側の問題ではありますけれども、多大な負担を全国の自治体の職員や事業者押しつけてしまっている愚策だと思っています。まず、内容が複雑で非常に分かりにくく、また市民や事業者に対しても説明が困難だというふうに思っています。減税の時期についても調べたらばらつきがあるということで、サラリーマンは

6月から減税が始まりますけど、自営業者、フリーランスの方は予定納税のある7月からで、そうではない予定納税のない方は何と来年の確定申告から減税を受けると。その自営業者の住民税減税は来年の6月からということになると思います。年金受給者は、所得税は6月からですが、住民税の減税は10月から。途中入社したサラリーマンとか職員さんは12月の年末調整で対応するということなので、そこまで減税を受けられないというふうに、調べたところそのように認識しています。一番は、国の政策で可処分所得を下支えするという目的でありましたけど、問題なのはやはりこの市の職員さんの負担が激増してしまっているのではないかとということでもちょっと心配しています。相模原市は土日出勤が続いて、ゴールデンウィークは関係課の方は全日休日出勤して対応しているというふうに聞いています。質問なんですけども、柏市のほうでこの改正のための準備に当たって残業時間が通常よりどの程度増加したか、また土日出勤して対応した方はいるか、その辺りの状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○次長兼市民税課長 確かに例年の税制改正でも、やはり課税業務は4月がピークを迎えておりまして、5年度と比較しますと、やはり6年度、若干増えている状況ではございます。パーセンテージですと、5年度の4月と6年度の4月が同月での比較で、4月で101.59%、5月で220.38%ということでは増加しているところです。ただ、これ定額減税だけが理由ということではなく、この時期定期異動ということで、今年でいえば13名、新しく新採職員4名を含めて異動してきておりまして、そういった新しい職員も迎えながらの作業ということで、時間数も増えているというところで認識をしております。時間外の削減に向けてということで、例年これは人事課さんのほうにお願いしまして、他課へ異動する職員の一部については併任辞令を発令してもらいまして、4月中は当課の業務に従事してもらうような形で職員全体の負担軽減に努めているところです。4月、5月と徐々に時間外のほうも減ってきているということで、今後落ち着いてくるものと見込んでおります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。何か体調を崩された方、職員の中でいらっしゃるとかは聞いていますでしょうか。

○次長兼市民税課長 市民税課内では、体調を崩した者とか、そういった者はおりません。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。大変な御負担だと思いますけれども、代休を優先して取っていただくとか、休みを確保することを優先して何とか乗り切っていただきたいと思っています。

次の質問です。これ市民や事業者の方から問合せというのは結構増えているんじゃないかなと思うんですが、その辺りのほうはいかがでしょう。

○次長兼市民税課長 この6月に普通徴収分の納付書を発送したり、あと5月に特別徴収分、会社さんへの税額の決定通知をお送りしたりしておりますので、これも定額減税にかかわらず例年のことなんですけど、5月、6月と電話での問合せ、窓口での問合せは増えているところです。税額についての質問ということで毎年多い

んですけれども、やはり質問の中では、定額減税に関しても質問を受けている数も多くなっているということで認識しております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。何か職員向けの勉強会とございますか、定額減税についての研修みたいなものは行ったんでしょうか。

○次長兼市民税課長 確かに今回定額減税ということで制度もかなり複雑だったものですから、事前に何回か関わる職員が市民税課内で残りまして、勉強会ということで開いておるところでございます。以上です。

○若狭 特に定額減税についての問合せ等は、今のところそんなに特別増えているということではないというふうに認識したんですけども、都内なので、ちょっと比べようがないかもしれませんが、豊島区とかは専用のコールセンターとか特別窓口とか設けて対応しているというふうに聞きましたもので、柏市は何かそういったことの御予定とか考えていらっしゃるというのはありますか。

○次長兼市民税課長 定額減税に関してのお問合せについては、自分が幾ら受けられるかとか、受けられるのか受けられないか等、細かい問合せに至るケースが多くございまして、なかなかコールセンターを設けて個人情報の扱いも難しいものですから、職員のほうで対応しているという状況でございます。ただ、電話ですと相手の確認もかなり取りづらい部分があるので、一般論での説明というところで終始はしているところなんですけれども、やはり問合せで多くお伺いするところが、自分が幾ら減税になるのかとか、自分は対象になっているのか、そういったことでの問合せが多いというところで認識しております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

では続きまして、3号議案についての質問です。行政サービスセンターの移転ですね。こちら移転費用が1億5,500万円ということで、設計費が8,300万円ですけども、この移転の業者さんが東神開発株式会社ということで、高島屋の100%の子会社のほうに依頼するということですけども、この辺りの設計費用の価格の妥当性みたいなのはどのようにチェックされていますでしょうか。

○市民課長 まず、今回は公共工事の発注が難しいということで東神開発さんのほうにお願いしております。理由といたしましては、日中ほかのテナントさんが営業している関係で夜間工事とせざるを得ないという状況があるというところでございます。御質問の価格の妥当性につきましては、過去にパレット柏を柏市が造った際に、そこも民間の事業者さんのほうに発注して工事を行っているんですけれども、その単価と比較して同程度であったということで、現在は材料費、人件費が高騰している中で、平成20年代に造った施設と比べて金額が同程度であるということで妥当であると認識したところでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。東神開発さんでなければならぬ理由としては、もう本当にその夜間工事に対応しなければいけないということで、それってやはりどうしてもそこじゃなければならぬ理由というのをもう少し詳しく教えてもらってもよろしいでしょうか。

○市民課長 御説明が不足して申し訳ございません。東神開発側が管理する高島屋の建物自体に工事を加えるというところもございますので、柏市がお願いして造り上げる部分と東神開発側が自身の建物を工事するという部分があるということで、やはり連携する必要がございますので、東神開発のほうにお願いしたというところがございます。以上です。

○若狭 分かりました。あと、家賃等のランニングコストですけども、現状のファミリーかしわのほうにあるランニングコストに比べて移転後はどのように。増えるんでしょうか。減るんでしょうか。

○市民課長 恐れ入りますが、補正予算での御質問という認識でよろしいでしょうか。

○若狭 補正予算のときにこの件に関しては聞きます。すみません。では、第3号議案については以上であります。

続きまして、第5号議案、犯罪被害者等支援条例についてお伺いします。まず、この条例改正、今このタイミングでやることになった背景というところをお聞かせいただけますか。

○次長兼防災安全課長 まず、災害被害者基本法、こちらのほうが平成16年のほうに施行になっております。また、犯罪被害者の方がどの地域においても同じ支援を受けられるということが重要だということで、千葉県の方からも条例制定に向けた要望を受けていたところがございます。そこで策定に向けて動いたということと考えております。以上です。

○若狭 分かりました。ちなみにこの条例がまだない状態のときは、犯罪被害者に対してはどこが相談窓口になっていたんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらのほうは、国のほうの支援のほうもございますし、県のほうの条例制定された支援もございました。以上です。

○若狭 例えば柏市の市民の方で犯罪被害者の方を支援するに当たって、窓口と言ってもあれですかね。どこが最初受け口になっていたのかなというところですか。

○次長兼防災安全課長 基本的には条例そのものがないというところですが、防犯という観点で当課のほうが該当するかなと思います。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。この支援メニューの中に居住の安定ということで、今回市営住宅の条例も改正するんですけども、市営住宅に随時入居できるようになると。この募集期間ではない人が市営住宅の自治会にまた入っていくことになっていくと思うんですね。そういったことに対して、例えばプライバシー保護の観点とか被害者を保護する観点から、そこに対してどう考えているかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○住宅政策課長 随時入居といいましても、これは一時的な入居ということで、市営住宅条例に基づく入居ではないということで入居していただくことになっております。

○若狭 例えば自治会の共益費を払うとか、あと例えば家賃をどういうふう設定

するかとか、その辺りもお聞きしたいです。

○住宅政策課長 家賃については、今私どものほうで想定しているのは一番最低の家賃ということで想定をしております。市営住宅というのは、基本的に家賃は発生いたしますので、一番最低の部分ということでお願いする予定となっております。以上です。

○若狭 そうしたら、共益費はどうなりますか、ちなみに。

○住宅政策課長 共益費は、市営住宅に住んでいただくという部分では皆さんで御負担をいただくものになりますので、こちらは御負担いただくような形をお願いすることにしております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。あともう一つ、支援メニューの中に損害賠償請求の支援ということが書かれていて、その損害賠償請求についてなんですけども、犯罪被害者の方は被害を受けた直後から弁護士さんを選任することが必要なのではないかなと考えています。その中で、経済的に例えば支援が必要な方の場合、弁護士さんに頼めなかったりですとか、そういったことも考えられるのかなと思っております。例えば公費で弁護士費用を支援すべきではないかなとも考えているんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今回の条例制定の中に各種の助成金ということで項目を載せさせていただいております。この中に法律相談費用のほうの助成ということで、1万円で2回までという回数になりますが、項目としては載せている状況です。

○若狭 ありがとうございます。やはりこの1万円を2回だけでは、相談はできるけれども、実際に弁護士さんをお願いするといったときに全然足りないというか、ないと思っておりますので、ここもちょっと今後前向きに検討していただきたいというところでちょっと要望させていただきます。

続きまして、同じくそのメニューの中に精神的被害回復支援というふうにございます。心のケアですかね。心のケアというのは、どのようにやっていくかというのは何か考えていますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まずは窓口のほうに来ていただいたとき、うちのほうノウハウが今現在あまりあるものではございませんので、こちらは県の犯罪被害者支援センターというものが県下の中でございますので、そちらの中でケアに関するところについても相談窓口を持っているところがございますので、そういったところと連携をしながら進めていければいいかなというふうに考えております。以上です。

○若狭 分かりました。やはり心のケアというところは結構優先順位が高いなと考えておりますので、柏市でもそういったしっかりとした支援をつくるという方向を検討していただきたいと思っております。これは要望でございます。

第1区分に関して私の質問は以上になります。ありがとうございます。

○内田 それでは、議案第1区分の議案第4号からお伺いをいたします。市税条例改正案のわがまち特例なんですけど、今回大規模バイオマス発電施設をメニューとして選んでいるんですが、そもそも本市に適用されるわがまち特例というのは幾つメ

ニューが。どんなものがあるんでしょうか。

○資産税課長 わがまち特例についてお答えします。バイオマス発電以外にも幾つかありますが、柏市では、まず1つ目が家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業、これが1つ目です。それから、公害防止用の設備、括弧して下水道除外施設（償却資産）、これが2つ目。3つ目が公害防止用設備で、括弧して下水道除外施設（償却資産）、これが3つ目です。4つ目が、認定事業者が土地再生事業により取得した公共施設等、これは家屋償却資産になります。5番目が再生可能エネルギー発電設備、これは定員5人以下の用に直接供する資産。それから、6点目が浸水防止用設備、償却資産になります。7番目が市民公開緑地、8番目がサービス付高齢者向け賃貸住宅、9つ目、最後ですけど、大規模修繕マンションと。この9つとなっております。以上です。

○内田 その中で今回バイオマス発電施設がメニューとして選択されたというのはどういう理由でしょうか。

○資産税課長 バイオマス発電は、環境という観点もありまして、間伐材とか、いわゆる木材とか農作物残渣ということもあって、再生可能エネルギーの一つとされているために、脱炭素化に向けて発電方法として期待されていることから、これについて減税のほうをやるということになっております。以上です。

○内田 ちなみにこの大規模バイオマス発電設備以外で今回採択したメニューというのはほかに何かございますか。

○資産税課長 既に採択されているもの、柏市で適用があるものについて申し上げます。1つ目が先ほど申し上げた公害防止用の設備の汚水または排水処理施設、これが1件あります。もう一つは、サービス付高齢者向け賃貸住宅、これが13件あります。以上です。

○内田 再生可能エネルギーですから、火力といえばこのバイオマスも火力なんですけど、石炭火力からの脱却とか原発に依存しない政策という意味では有効かもしれないんですが、再エネもあまり大規模なものというのは環境影響というのも考えられると思うんです。随時お伺いしていきますけど、本市に今回選択したようなバイオマス発電施設を誘致する用地というのは確保できるんでしょうか。

○環境政策課長 本市におきましては、現時点でそういった大規模なバイオマス発電設備を誘致する用地というのは特段確保しておりません。以上です。

○内田 今回わがまち特例でバイオマス発電施設を選択しているわけですけども、これはどの団体かから御相談があって決めたという経緯はあるんですか。

○資産税課長 今回税制改正があって、国のほうでこういったメニューがあるよという形で来ていますので、それを環境部のほうに聞いて、これについて採用しようという形になったことであります。以上です。

○内田 つまりバイオマス発電施設を設置したいという相談はなかったという理解でいいですか。

○資産税課長 そのような話はありません。以上です。

○内田 それで、今回のバイオマス発電施設というのは相当大規模で、柏市では非現実的だと思うんですけども、この1万キロワット、2万キロワットのバイオマス発電施設でどれくらいのエネルギー、電力が発電できるんでしょうか。例があればお示してください。

○環境政策課長 1万キロワットの設備だと大体発電能力が7,000万キロワットアワーとなります。世帯で言うと、大体1万世帯分ぐらいの年間の発電量の電気を供給できるのではないかなと考えております。以上です。

○内田 そうすると、2万キロワットだと単純にその倍という理解でいいですか。

○環境政策課長 非常にざっくりとした数字ですが、そういった理解でよろしいかと思えます。以上です。

○内田 確かにこれは小さな市町村であれば、バイオマス発電施設を設置して市町村内の電力をカバーしていくということは、再エネでの取組としては大変有効だと思うんですが、柏市にすると、仮に2万キロワットというと相当大規模で、現実的な施設ではなく、かつ2万キロワットで発電できるといっても市内の1割程度の家庭にしか供給できないという状況になると思うので、私は柏市にとってみるとあまり得策ではない選択をしたかなと思っているんです。それで、先ほどちょっと資産税課から御説明がありましたけど、このバイオマス発電施設で可燃処理する物質というのは何になるんでしょうか。

○環境政策課長 バイオマス発電設備で可燃する原料、主なもので言いますと、間伐材に由来するような木質バイオマス、それとあと食物残渣、これも燃料となっております。あと、建築資材の廃棄物なども燃料としてバイオマス発電の原料とされております。以上です。

○内田 バイオマス発電ですと、そういうものが主流になるかと思うんですが、そこでお尋ねしたいんですけども、1万キロワット、2万キロワットのバイオマス発電施設ですと、CO₂の排出量というのはどれくらいになりますか。

○環境政策課長 バイオマス発電のCO₂排出量ですが、木質バイオマスであったり、あと食物残渣、こういった植物由来の原料に関しましては、基本的にはCO₂排出ゼロという考え方となっております。以上です。

○内田 それは何か文献や根拠というものが、知見があつての御説明でしょうか。

○環境政策課長 バイオマスの原料となる植物由来の木質バイオマスなどは、基本的には今まで吸収していたものが燃焼させることによって大気中に戻るということなので、行って来いというんでしょうか、プラス・マイナス・ゼロということで考えております。以上です。

○内田 今回のわがまち特例で導入選択している大規模バイオマス発電施設につきましては、ほかの有害物質、CO₂以外の有害物質がさっき建築資材という可燃処理する物質の中にございましたけれども、塗装剤とか、そういうものについても可燃するわけで、ほかの有害物質というのは出ないという理解なんでしょうか。

○環境政策課長 仮にその建築資材の中でビニール製品のものが含まれているとな

りますと、全くゼロということはないかなと理解しております。以上です。

○内田 そこは大変危惧しているところでございまして、本当にこのバイオマス発電というのはまだまだこれから研究が必要な段階というのに、今回ほかに緑地の保全とか、マンションの大規模修繕に対する減税とか、そういう項目もあったわけですから、そういうところを採択していくべきだったんじゃないかなと思います。今回のバイオマス発電施設の場合、周囲の住宅地とかへの環境影響というんですか、それはどうなっておりますでしょうか。

○環境政策課長 環境影響につきましては、仮にこういった施設整備の届出があった場合、県の条例に基づきまして環境アセスメントを行うこととなりますが、今の県の条例上は環境アセスの対象となる施設が発電出力で11.25キロワット以上ということになっておりますので、仮にこの1万から2万という規模のバイオマス発電設備の届出があった場合におきましても、ちょっと環境アセスの対象にはならないような状況となっております。以上です。

○内田 つまり環境影響というのは、まだベールに包まれているというんですか、はっきりしないというところもあると思います。騒音とか電磁波、低周波、様々なもので環境影響というのも想定されますので、もう一回、ちょっと聞き違いちゃっているといけないので、マンションの老朽化については今回採択はなかったということによかったんですけど。

○資産税課長 大規模修繕マンションの話だと思うんですけど、そちらについてはもう既に採択のほうをして終わっているという形になっております。以上です。

○内田 それは大変失礼いたしました。様々まだ使えるところもあると思うので、今回はちょっと柏市には現実的にそぐわないと私はこの大規模バイオマス発電施設については考えますし、環境アセスの対象になっていない分、環境影響というのもまだ計り知れないという状況もあると思いますので、もう少しメニューを検討すべきだったんじゃないかなというふうに考えております。

次に、議案第5号についてですけれども、犯罪被害者支援条例についてでございますが、これは幾つか犯罪の項目があると思うんですが、非常にデリケートに取り扱わなければいけない性犯罪とか、その前提となっているDVとか、そういうものについては、申請することをすごくためらったりとか相談することをためらったりするということも考えられるんですが、そこら辺の申請、それから相談に対するデリケートな対応は、何か方策はお持ちですか。

○次長兼防災安全課長 まず、柏市としては、相談しやすい環境づくりというところで、当該事業の専用の電話回線を開きたいというふうに考えております。こちらにつきましては、市の防災だけではなくて、庁舎の管理の部門のほうにもちょっと相談をさせていただいているところです。あわせて、支援の相談につきましても、やはり女性に対しての被害ということが想定される場合が多いかと思えます。女性の相談員を充てていくというようなこともそういった観点で重要ではないかなというふうに考えております。以上です。

○内田 申請するときの心のケアとか、この条例があっても申請すること自体をためらってしまうという性犯罪の被害者という方に対しては、何かPRすべきことはございますか。

○次長兼防災安全課長 まず、こちらの条例の対象となる被害者の方の警察への被害届、これが必要になってまいります。そこの部分につきましては、警察のほうのPRも併せて協力を取っていかなければいけないかなというふうに考えております。以上です。

○内田 その辺は警察と連携して、被害者、特に性犯罪で被害を受けた方なんかについてはデリケートですので、警察のほうとうまく調整を図りながら、安心して相談申請しやすい環境を構築していただきたいというふうに思います。

それで、特に性犯罪でDVが原因となっている場合とかもそうですが、市外への転居というものもあるんですけれども、市外に転居した場合も本市の条例を適用できると議案説明でお話を伺いましたけれども、まず他の自治体に行った場合は、これうる覚えなんですけれども、他の自治体の条例が優先されるという考え方でよろしいですか。

○次長兼防災安全課長 柏市に住所を登録されていて被害に遭われた方、こちらにつきましては市外に転居されても支援の対象ということになってまいります。また、逆のパターンで、他市で被害に遭われて、既に他市で支給を受けている方、こういう方に対しましては、柏市として転入されても支給はしないという形になってまいります。以上です。

○内田 柏市で犯罪被害を受けて市外に転居した場合というのは、市外に条例があった場合はどうなるのでしょうか。住民票自体が市外に移った場合。

○次長兼防災安全課長 まず、柏市の支援につきましては支給するという事になってまいります。その転居された先の条例で、どのような条例になっているのかということで支援が行われるのか行われぬのかということになってまいりますので、こちらで断定的にどうだということにはちょっと難しいかと思っております。以上です。

○内田 ちなみに事前にお聞きしたときに制定している自治体は少ないというような御説明だったんですが、設置している自治体というのは県内ではどこなのでしょう。

○次長兼防災安全課長 県内54市町村ございますが、柏市が13番目の制定になるかと思っております。

○内田 すみません、質問の仕方があまりよくなくて。制定している自治体というのは、ほかはどこにあるんですか。

○危機管理部長 千葉市、松戸市、成田市、鎌ヶ谷市、四街道市、印西市、匝瑳市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町の合計12市町です。この後、柏市は今後制定するというような形になっております。以上です。

○内田 あと、柏市に住民票を置く者が他の自治体で犯罪に遭った場合というのはどうなりますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 それも支給の対象ということになってまいります。

○内田 あと、これは県の単位なんですかね。例えば県外で犯罪の被害を受けた場合、支給の対象になるのでしょうか。

○危機管理部長 基本的に柏市民が被害に遭われた場合について対象になりますので、それが被害の場所が県外であろうという形になります。柏市民が被害に遭えば、それは対象になるという形になります。それから、先ほど内田委員さんのほうが言われた県外に例えば引っ越しした場合についても、当然ながら柏市民であればそういった引っ越し費用も支援はするという形になりますが、その先、例えばお隣の松戸市に引っ越した場合、住民票を移されたらもう柏市民ではないので、大変難しいんですけども、それは対象外になってしまうという形になりますので、柏市民でいる限りはそういった支援は受けられるという形に柏市はなっています。ですから、全国で同じような形で条例をつくっていただきたいというのがこの最も一番大事な趣旨になろうかとは思っておりますが、実際千葉県内は今言ったように12市町と少ないという形になるので、これから増えていくのではなかろうかとは思っておりますけれども、今はそういった状況です。以上です。

○内田 ちょっと複雑だったもので、ここだけは理解しておこうかなと思ってお聞きしたところでございます。

以上をもちまして私の議案第1区分に対する質疑は終わります。ありがとうございます。

○小川（百） 私も犯罪被害者等支援条例について質問させていただきます。前段の委員さんもたくさん質問しているので、ちょっと重なる部分もあるかと思えますけれども、市からの犯罪被害者への支援スキームの中で、申請方法というのは、犯罪被害に遭われた方が自ら申請をするのか、それともプッシュ型なのか、教えてくださいませんか。

○次長兼防災安全課長 代理の方の申請でも受付する予定でございます。

○小川（百） ありがとうございます。そうすると、プッシュ型じゃないということで、自らが申請を。あくまでも代理人の方、本人が自らが申請をしてその支援を受けるということでよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長 そのとおりです。

○小川（百） そうしますと、犯罪被害者の方が申請とか相談をするときに様々な対応を迫られる御遺族の方というのは、直後からいろんな、様々な葬儀だったり福祉関係、保険関係とか様々、多岐に相談もわたると思うんですけども、そういった相談窓口でたらい回しにならないような相談体制というんですか、そういうものというのは整えられているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 警察のほうに被害届が出された後、市のほうに申請という形を取られることになろうかと思えます。その申請いただいた段階で、そういった警察のほうとの連携というのはすぐ取っていく段取りを市としても取りたいなというふうに思っておりますが、まずはその受皿の体制づくりが重要であろうと思っ

ております。先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、専用回線を引いたり助成の受付なりを置いてみるというようなところで、その入り口を入りやすくというところで対応していきたいなというふうに考えております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。先ほどの御答弁で女性の方に寄り添うような支援体制だとかということもお聞きしました。今後保健所との連携だとかで職員の中の社会福祉士さんだとかとの連携も取っていくことで被害者の相談に寄り添うということもできるのかなというふうに思いますので、今後もまた検討していただければと思います。それから、この条例とか見舞金支援ができましたよということを広く市民に周知していくことが大事だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○次長兼防災安全課長 その辺は、周知を図っていくためのリーフレットを印刷をかけて御用意させていただいて、またホームページ等への掲載等もした上で広く周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。これからだと思いますけれども、本当に犯罪被害者に寄り添った、そういう支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○永山 区分1の第3号、行政サービスセンターの件で何点かお伺いさせていただきます。まず、移転先が西口の高島屋さんになるということなんですが、そもそもなぜここになったかという経緯をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○市民課長 まず、今回の両施設の移転につきましては、行政サービスセンターの待合いが狭いという課題と、あとパスポートセンターで行政サービスセンターと同時に戸籍証明書を発行しているという非効率な状況が長年続いていたということで、令和4年度頃からこの課題の解消に向けて、また施設面の移転も含めた検討をしていたというところがございます。駅周辺の一定の面積が取れる施設がなかなか見当たらない状況の中で、たまたま昨年度の秋に柏高島屋のリニューアルがあるというお話をいただきまして、協議をさせていただいた結果、現在議案を上程させていただいているというところがございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうすると、確認ですが、ほかに候補地になっていたような場所はなく、この高島屋一本で決められたというような理解でよろしいでしょうか。

○市民課長 駅周辺の物件を幾つか探していたという状況なんですけれども、なかなかいい物件がないという状況でございました。以上です。

○永山 ありがとうございます。あともう一つが、これ経済産業部だと思うんですけど、インフォメーションセンターとは全く別と考えてよろしいのでしょうか。

○市民課長 インフォメーションセンターは、柏の魅力を柏駅前情報発信するという施設でございまして、今回の行政手続をメインとする駅前行政サービスセンターとは別の機能を持った施設でございまして。以上です。

○永山 ということは、移転はないという認識で間違いはないでしょうか。

○市民課長 インフォメーションセンターにつきましては、今後どのような情報発信をしていくかということは担当部のほうで検討中というふうに伺っております。以上です。

○永山 すみません。管轄外でしたが、ありがとうございました。

あと、細かい点を1つ、多言語パネルのほうなんですけれども、議案説明資料の中で多言語パネルというのがあるんですが、多言語パネル、通訳パネルに対して人が1人付きっきりになるというイメージなんですか。それとも、外国人の方が来たらそこに適宜人が置かれるというような形になるんでしょうか。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー 持ち運びができる形になっていますので、職員が付きっきりという形になります。以上です。

○永山 そうすると、外国人というか、日本語がしゃべれないような方が来たら、その多言語パネルを持って行ってそこで使うというようなイメージでよろしいでしょうか。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー そのとおりでございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうしたら、第3号は終わって、次に第5号、私からも何個か確認させてください。この情報周知の話、先ほど来出ておりますけれども、犯罪のお話なので、個別の対応はもちろんあると思うんですが、基本的には警察のほうから、こういう制度がありますので、よかったら使ってくださいみたいな形になるんでしょうか、基本的には。

○次長兼防災安全課長 委員おっしゃるとおり、警察のほうに被害届を出していただく段階で被害者の方に市のほうでこういった窓口があるよということで御案内をしていただく予定で協議を進めております。以上です。

○永山 ありがとうございます。あと、申請の心理的ハードルのお話がありましたけれども、あと市役所のほうで申請を受け付けると、その後県警に照会をしたりとかということで、かなり機微情報というか、個人情報を取り扱うことになると思います。市役所の中でこれを取り扱える人というのは限られたりとか、そういうマニュアルはあったりするんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 その辺がすごく重要な部分であろうと思っております。できるだけその対応をする人間というのは限られた人間でというふうに、これは決まったもの、基準を設けたものではございませんけれども、そのような形で進めていければいいかなというふうに思っております。以上です。

○永山 ありがとうございます。非常に機微な情報を取り扱うことになると思いますので、そこはぜひ気をつけて運用していただければというふうに要望させていただきます。

あと2点聞かせていただきます。申請書を出したら大体どれぐらいの期間で受給できると考えたらよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、手続上の話として、警察とやり取りをさせていただく時間もあるということもあるので、一月程度はかかってしまうかなというところ

でございます。以上です。

○永山 そうすると、被害を受けていらっしゃる方にとってちょっと1か月というのは長いかなというふうに思います。短くできるような工夫とか努力、1か月から短くできる可能性というのはどこかにあったりするのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 その辺は警察のほうともいろいろと協議を進めまして、短くできるように協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○永山 ぜひ協議していただければと思います。

最後に1点伺います。先ほど松戸市だったり12市町、13市町でもう既に制定をしているというところがあるということでしたが、重複している申請があったりすることの確認というのは、柏市ではどのように行っていくのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 そこは、市のほうに申請をいただきました後、警察のほうに照会をかけることになってまいりますので、その中で被害届が重複していることは恐らくないということになると思うので、警察の中で被害届が合致しているよということで認定のほうをしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○永山 そうすると、警察のほうでも、例えばこの被害者のAさんという方は柏市で申請をしたとか松戸市で申請したというデータというか、記録を警察のほうでも持つようになるということでは間違いはないのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの条例、各市で条例制定もしておりますが、県自体も条例を制定して運用しているところです。そういった意味で言いますと、県のほうでも情報は把握していると。県警も組織のところであれば県だということではございますので、そこで認知しているということだと思います。以上です。

○永山 ありがとうございます。予算の根拠等は第2区分のほうでまた伺いたいと思いますので、私からは第1区分は以上です。

○小川（学） 続けて質問させていただきます。まず、第3号議案なんですが、現在8時半平日始まり19時、または土曜日は17時、これが30分繰り下げになりまして9時開始ということになるかと思うんですが、この30分間で、朝例えば通勤する前に利用されている方とかっていらっしゃると思うんですが、その辺の影響とか人数とか割合とかあれば教えてください。

○市民課長 御質問がありました8時半から9時の御利用の人数でございますけれども、平均しておよそ1日当たり10人程度の方が御利用いただいております。そのうち6割から7割ぐらいが証明書の発行をしていると。証明書の発行を御希望しているお客様がいらっしゃっております。その他のお客様はお届けのお客様でございますので、証明書発行のお客様につきましては、マイナンバーカードをお持ちの方であればコンビニ等の証明書の交付のほうを御案内して、届出の方に関しましては、朝一番の対応の人員を厚くして、できるだけ早くお手続きを終えてお帰りいただけるように取り組んでまいります。以上です。

○小川（学） 今のお話は、今は8時半からなんですけど、それが9時になったらその1日当たり10人の方はできないんですね。

○市民課長 窓口は9時からとさせていただいておりますので、例えば駅から徒歩10分にはなりますけれども、市役所の本庁を御利用いただくということも可能かと考えております。以上です。

○小川（学） その他として、新設施設の追加サービスということで、今おっしゃったような、これはコンビニになるんですかね。書かない、待たない市役所ということで、マルチコピー機、これが使えるという話なんですけど、この使える時間もこの時間に絞られて、例えば24時間使えるわけじゃないですよ。確認です。

○市民課長 この施設に置くマルチコピー機につきましては、営業時間内でございますので、朝の9時から夜の7時までとなっております。以上です。

○小川（学） ということは、代替案として書いてあるけど、結局は時間に縛られてしまって、8時半から9時は利用できないという話ですよ。一応確認です。

○市民課長 御指摘のとおり、8時半から9時は柏駅前行政サービスセンターの窓口は開けない状況でございます。先ほどのマルチコピー機につきましては、来庁されたお客様が初めて証明書のコンビニ交付を体験していただく貴重な機会と考えておりますので、そこでしっかり御案内さしあげて、次回からは御自宅の近くのコンビニで証明書をお取りいただけるように御案内してまいりたいと考えております。以上です。

○小川（学） その際の近くのコンビニに行く場合もこの時間に縛られて、8時半から9時は利用できないということでよろしいですよ。

○市民課長 お近くのコンビニに行く場合は、マイナンバーカードと暗証番号がございましたら9時の前でも御利用いただけます。朝から夜遅くまで証明書の交付は対応可能でございます。以上です。

○小川（学） その際には、24時間使えるという認識で正しいですか。

○市民課長 24時間ではなくて、朝の7時からです。夜の時間はちょっと確認をさせていただきますけれども、朝から夜まで御利用いただけるという状況でございます。以上です。

○小川（学） 分かりました。ありがとうございます。

次に、第5号議案なんですけど、様々な質問が出ている中で追加なんですけど、一般質問でフィッシング詐欺の話させていただいて、その場合この制度は使えないんですよという答弁があったかと思うんですけど、よく見ると相談するとか何か使えるようなメニューがあるんですけど、この辺いかがでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの対象となる被害のほうなんですけど、生命または身体を害する罪に当たる行為で被害を受けた方という前提で条例のほうを制定しております。その意味で言いますと、先ほどの特殊詐欺とかフィッシング詐欺というようなところにつきましては、経済犯という形のちょっと別物の枠組みのほうになるかと思っておりますので、対象とならないということになってまいります。以上です。

○小川（学） 制定の趣旨とか見ても、生命、身体という文言がないんですよ。やっぱりそれはもう確定的な取決め、条例になっているんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの条例制定に際しまして、国、県のほうの法律、条例のほうを参考に制定しておりますが、そちらの条例、法律のほうにつきましても、そういった生命と身体に害を及ぼす罪に当たる行為で被害に遭われた方という前提条件になっておりますので、そこに合致した形で制定のほうを進めております。

○小川（学） 今の話と今まで聞いていた話と何かちょっと違うのかなと思ひまして、というのは例えば性犯罪というのは生命、身体に入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 心身のほうにつきましても被害という形になってくるんですが、当然体のほうに被害があるというところが主な要因として該当するということになってくると思ひます。以上です。

○小川（学） 条例とか法律とかの適用についてどのように考えるかってあると思ひますけど、厳格にするのかちょっと広めに考えるのかっていろいろあるかと思ひますけど、なるべく被害者の救済という意味では広めに適用していただければと存じます。以上です。

○市民課長 先ほど小川委員から御質問いただきましたコンビニ交付の発行時間について補足をさせていただきます。まず、住民票や印鑑証明、税証明に関しましては、朝の6時半から夜の11時まで発行可能です。戸籍の証明書につきましては、8時半から5時15分までとなっております。以上です。

○委員長 では、時間がたちましたので、暫時休憩いたします。

午後 2時 7分休憩

○

午後 2時 17分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○渡部 それでは、2号から伺ってまいります。説明資料の中で、対象が38万人で22億4,000万円と示されました。つまりこれは、本会議でも議論になっていましたけども、調整給付の人も含めて全体がこの金額だという認識でよろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 そうすると、調整交付を受ける方については、恐らくこれから連絡が行って銀行に振り込まれるのかなと思ひますけども、それをやるのは多分福祉のほうだと思いますけども、その情報については柏市の市民税のほうが提供してこの作業を進めるということではよろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり、市民税課から税の情報を提供させていただいて、福祉政策課のほうで現在計算中ということで聞いております。以上です。

○渡部 一時、青色申告、白色申告の専従者について、それは対象でないという議論があったかなと思ひます。最終的に青色、白色の専従者についても対象者にこれはなったんでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○次長兼市民税課長 青色専従者として給与の支払いを受ける方についても定額減

税の適用を受けることとなります。あと、先ほど渡部委員から御質問のありました影響額、22億4,000万円ということなんですけれども、これは純粹に6,000円の減税を受けられる方が、納税義務者数38万を掛けまして、それに収納率98.28を掛けた金額で22億4,000万円ということで計算しておるんですけれども、こちらは調整給付金の額とは別ということで、私の認識誤りでした。失礼します。

○**渡部** 説明資料で、市民税のほうの減少額については全額国費で補填されますと説明があります。この全額国費というのは、具体的にはどういった形で補填されるのでしょうか。

○**財政課長** 個人市民税の定額減税分につきましては、国のほうから地方特例交付金という形で補填される予定になっておりまして、こちらは当初予算でも計上させていただきます。以上です。

○**渡部** 所得税のほうの減税も恐らく柏市の予算の中では影響を受けると思うんです。所得税減税による柏市の税収に対する影響額が分かりましたら、それはどういった形で補填されるのかについてお示してください。

○**財政課長** 今回の定額減税によりまして、委員さんおっしゃられますとおり、個人住民税のほか所得税も減税となります。所得税の場合は、減税されますと、所得税は地方交付税の原資といたしまして法定率上33.1%が財源となっておりますので、地方交付税額としては減額という形になります。しかしながら、令和6年度の地方財政計画では、減収分につきましては、地方交付税特別会計の繰越金、また自然増収による法定率分の増により対応することによりまして、必要な財源は確保されるということが示されております。したがって、今年度、地方交付税額、また財政運営等、減収等にはならない形で、影響はないものというふうに認識しております。以上です。

○**渡部** 何となく本当に国から減収分がちゃんと来るのかなというところはちょっと心配しているところがあります。地方交付税とかではなくて、住民税のほうの特例交付金なわけですから、きちんと別建てで補填されるべきではないかというふうに私はちょっと思います。それで、一言この会派の説明資料の書き方で私ちょっと注文というか、指摘させていただきたいなと思います。会派の説明資料、パワーポイントの資料で示されました2ページのところに普通徴収というのがあります。3ページが公的年金、4ページが給与所得。この普通徴収というのは事業者の所得のことではないかなと思うんですけれども、他市の説明とかいろんな文書を見ますと、普通徴収というと、分かる人は分かるけども、分かりにくいんです。事業所得等というふうにきちんと書いてある文書も見ましたので、こういったところは、たしか千葉市、野田市、八街市、ちょっといろいろ見てみたら書き方がちょっと違っていました。ですから、普通徴収だけではなく、そこに事業所得等の方とかいう1行をぜひ加えて、分かりやすい資料を提供していただきたいなと思います。これは注文です。よろしくお願いします。

○**次長兼市民税課長** 今御説明いただきましたように、普通徴収ということで、そ

ここにただし書的なもの、ほかの資料を見ますと確かに入っているようでしたので、より詳しい、分かりやすい資料に付け加えていきたいと思えます。以上です。

○**渡部** 今回減税ですから、賛成はするんですけども、なぜ減税なのか、なぜ給付ではなかったかということに関しては非常に疑問を持っています。先ほどから職員の皆さんの負担もすごく大きい。しかも、年金だったり、事業者だったり、サラリーマンだったりで時期が全然違ってきちょうわけなんです。何でこんな複雑なやり方をしたのか。今までのように給付すればいいんじゃないかなと思いましたが、これまでも柏市では何度も給付ってやっているわけです。柏市のほうでは答弁しづらいかもしれませんが、やはりこういった複雑な形ではなく、もっとシンプルな形で減税、市民にきちんとお金が行き渡るようにしてほしいというふうに思うんですけども、担当課として、もし御感想ありましたらお願いします。

○**次長兼市民税課長** 国からは、先ほど若狭委員のほうからも少し御説明があったと思うんですけども、賃金上昇が物価に追いついていない。国民の負担を緩和するには、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税、個人住民税の減税が最も望ましいと考えられるためということで国からも示されておりまして、今回可処分所得というところで、消費や貯蓄、投資等は自由というところで、そこを下支えするんだということで国から示されておりまして、そういった趣旨の下で減税ということで行われたものと認識しております。以上です。

○**渡部** スピード感がやはり大事だというふうに思うんです。来年になるだとか、そういうことではなくて、そのスピード感というところをもうちょっと大事にすべきではないかというふうに思えます。

次に、3号議案について伺います。先ほども質疑がありまして、以前から検討していたということです。それと、インフォメーションセンターのことも先ほど出ました。私も率直に言って、隣のインフォメーションセンター、同じ柏市の施設なわけですから、担当は商工ですけども、なぜあそこに広げることができなかったのか。何度か行政サービスセンターへ行ってみても、インフォメーションのほうに人がいるということがあまり私は見受けられなかったんです。具体的には、インフォメーションセンターに行政サービスセンターの分を拡大するということでの内部の検討というのはなかったんでしょうか。

○**市民課長** まず、先ほども御答弁申し上げたとおり、駅前行政サービスセンターの待ち合いが狭いという課題と、あと同じビルの中で3階と7階に分かれるパスポートセンターと駅前行政サービスセンターで戸籍の発行業務が重複しているという課題、これを併せて解決したいということで、一定の面積が必要だという認識がございました。そういった中で、インフォメーションセンターの面積、仮にそこにパスポートセンターを置いた場合に、パスポートセンターより少し面積が多い状況でございますので、やはり駅前行政サービスセンターの待ち合いが狭いという課題が解決できないということで、そのインフォメーションセンターを活用するという選択肢はなかったと認識しております。以上です。

○渡部 現在の施設は、契約が非常に複雑です。契約書を資料請求しました。契約期間がまちまちなんです。柏市が持っている部分もあります。建物の賃貸借については5年後まで契約をしている。それと、土地の賃貸借はあとこれから10年間ですね。契約しています。途中解約になる部分があると思います。途中解約した場合の影響というのは、どんな影響があるのでしょうか。

○市民課長 駅前行政サービスセンターの使用している床につきましては、柏市が自己所有している部分と、あと1年契約のもの、10年契約のものと3つございます。その中で10年契約のものにつきましては合意解約をする予定でございまして、合意解約できる場合は特に影響はございません。以上です。

○渡部 いろいろな賃料のほかに、例えば共益費ですとか付加金とか修繕積立なんかもあると思います。そうすると、1年間でパスポートセンターも含めてランニングコストというのはそれら全部を含めると今一体幾らかかっているのでしょうか。

○市民課長 恐れ入ります。補正予算に関する御質問という認識でしょうか。

○渡部 委員長、すみません。どうしても補正と一緒になるところってあるわけです。それで、質問している中で、現在のところ補正予算についてはこれからのですよ。今のお金が出ているわけじゃなくて、私は今行政サービスセンターとパスポートセンターと、あといろいろ賃借していたり、修繕費、共益費、付加金、いろいろある。それが幾らくらいになるんですかというのと補正予算とを比較するわけです。だから、今みたいに執行部のほうからそれは補正でと言われちゃうと質問ストップしちゃうんですけども、どうですか。

○委員長 全体的なところでおっしゃっているので、何となく趣旨は分かりますので、答弁のほうはできますか。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー 年額でよろしいでしょうか。大まかな金額になります。2,100万円から2,200万円の間です。これは、パスポートセンターとの合算のお話です。

○渡部 パスポートセンターのほうには現在654万円の敷金があると思います。この扱いについてはどうなるのでしょうか。

○パスポートセンター所長 こちらは、令和7年3月まで現在の契約となっております。契約終了後に戻ってくるというように考えております。以上です。

○渡部 今の場所と比較をすると、広さの点では確かに広くなるかもしれないけれども、市民からすれば、例えば雨の日にぬれないであそこまで行くということは恐らくできません。距離的にも若干遠くなります。12階というフロアも、今10階、11階については改修の作業中だと思います。先ほど東神開発のほうがというふうなお話がありましたけれども、この10階、11階という選択というのはなかったのでしょうか。

○市民課長 昨年秋の高島屋リニューアルのお話に合わせて意見交換を始めておりましたが、その中で12階とさせていただいたものです。以上です。

○渡部 今後同じフロアになることで、例えば職員の体制、今までだに行ったり来

たりっでもちろんやっていなかったし、できなかったと思います。同じフロアになったとき、その職員の体制では何か変更が出てきたりするでしょうか。

○市民課長 人数体制につきましては、現在と同じ体制を考えておきまして、今後2つの施設が横並びになりますので、2つの組織を合併して組織と施設の管理業務を効率化してまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 朝の時間帯は30分遅れるわけです。夕方について、例えば毎日でなくてももう少し時間を遅くするという事は検討できないことでしょうか。

○市民課長 先ほど御答弁申し上げたとおり、同じ人数体制で運営してまいりたいと考えておりますので、職員の勤務時間がシフト制で朝の8時半から夜の7時15分までが勤務となっております。そういった中で、本会議でも御答弁申し上げましたけれども、夜間ですとか土曜日に受け付けた届出業務につきましては、どうしてもほかの自治体ですとか市役所の関係課が営業していないものですから、翌朝に1時間ぐらいかけて数名の職員が照会をかけているという状況でございますので、今回8時半から9時の間にそういった業務を一斉に行いまして、9時からはっきりとした人員体制でお客様に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○渡部 参考までに伺いたいんですけども、これまでファミリーかしわで柏市も持分があるわけです。それは今後どんなふうになるのでしょうか。何かこれは決まっているのでしょうか。

○市民課長 ファミリーかしわの自己所有の区分所有権につきましては、駅前商業施設ということもございますので、関係部署と活用について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 分かりました。

次に、4号議案について伺いたいと思います。先ほどからもありましたけど、これ確認をさせていただきたいんですけども、柏市は現在9つの項目で特例措置、対象が9つあって、それに今回そのバイオマスが加わる。つまり10項目になるということなんでしょうか。それとも、5番目の再生可能エネルギー発電設備の中にバイオマスが加わるということなんでしょうか。

○資産税課長 全部で今回のバイオマスも入れて9になります。先ほど5番目に再生可能エネルギー発電設備というふうに申しましたけど、この中に今回のバイオマスのところが入りますので、全部で9になっております。以上です。

○渡部 平成24年度から税制改正で始まったということで、つまり柏市も平成24年から何らかのこの特例措置の対象になっていた施設というのは当初からあったんでしょうか。

○資産税課統括リーダー わがまち特例の再生可能エネルギー発電設備に関しましては、今まで対象になっているものは、バイオマスに関してはありません。以上です。

○渡部 私が質問したのは、この9項目の特例、わがまち特例があって、平成24年に税制改正になったと。柏市はつまり当初からこれらのどれかの項目は対象になっ

ていたんでしょうか。先ほど公害防止と、あとサービス付高齢者向けの賃貸住宅で1件と13件という御答弁がありました。長くやっている割には非常にこの適用になっているのが少ないなというふうに感じたんです。これは当初からそういう状況だったのか、その辺のことが分かりましたらお知らせください。

○資産税課長 導入の時点はそれぞれ異なると思うんですけど、比較的当初から今の9つについてはあって、柏の中では2番目の公害防止用設備のところは1件事例があります。これは現在でもやっています。それから、8番目のサービス付高齢者向け住宅の賃貸住宅のところは13件あって、こちらもやっております。適用者が少ないというふうにおっしゃられましたけど、この特例を適用するために複数の要件を満たさなくちゃいけないという、その難しさがあるということでもあります。これは国のほうで定めていることなんですけど、その難しさから適用者が少ないというふうに考えております。以上です。

○渡部 例えばこのサービス付高齢者向け賃貸住宅って柏市内にたしか44か所ぐらいあったと思います。その中でこの現在の特例を受けているのが13施設だけ。今条件いろいろあるというふうにおっしゃいました。というと、その条件が厳しくて、44か所あるけれども、実際に受けられるのは13か所くらいなんですよということなんでしょうか。

○資産税課長 そのように考えておりますが、例えば例として、大規模修繕のマンションなんかの減税措置のところの項目なんかもあるんですけど、これは適用条件が7項目ぐらいありまして、過去に長寿命化工事を行っているとか総戸数の話とかあったりとかしますので、そういったことで条件に合致するかどうかということでも適用できるかどうか決まってくるので、市のほうでは、ホームページのほうで公開しているの、このような先ほどのサービス付高齢者住宅のところを建設する業者にあっては、当然建設のほうはしているかと思うんですけど、そういったいろんな条件があって適用についてはなかなかないというふうに考えております。以上です。

○渡部 減税になるわけですから、事業者としてはもちろん減税になって、その分を別なところに使えるとか、それがひいては市民のサービス向上にもつながるのかなとちょっと思うんですが、例えば具体的に、個別の案件ではもちろんお示しいただけないと思いますが、このサービスつきの高齢者賃貸住宅だったら、例としてどのくらい減税になっているところがあるのでしょうか。おおよそとかこんな例で結構です。

○資産税課長 先ほどのサービス付高齢者向け賃貸住宅のところは13件ありまして、減税額としては17万8,100円というふうになっております。以上です。

○渡部 わがまち特例が適用されて、事業者のほうは減税になる。つまりそれは柏市のほうは減収になるということだと思います。その減収分に対しては、何か補填というのはあるんでしょうか。

○資産税課長 減額した額の75%については交付税のほうで補填されるというふう

になっております。以上です。

○**渡部** では次に、5号議案について伺いたいと思います。県内で柏市が13番目ですか。これ国のほうの基本法ができたのはもっとずっと前なわけですよね。なぜ柏市は今の時期なのかということに関しては非常に疑問を持っています。先ほど県からのというのがありました。例えば県からこの条例をなるべくつくるようにという指示などがあったんでしょうか。もしあったとしたら、それはいつぐらいなのかお示してください。

○**次長兼防災安全課長** 先ほども御案内さしあげましたとおり、基本法そのものは平成16年でございます。その後、千葉県の子供被害者等支援条例、こちらのほうの施行が令和3年4月ということで、県のほうもちょっと間が空いた状況で施行された状況になっております。その後、弁護士会の方々が市長のところに見えられまして、この支援条例のほうの制定に向けて動いてくれという要望が複数件ございました。その後、柏市として条例制定に向けてかじを切ったという状況でございます。以上です。

○**渡部** 県内でも制定の時期というのは本当にまちまちだなと思います。県の条例が制定される前に恐らくつくった自治体もあったんじゃないかと思うんです。こういうことって、もちろんその間でも法改正ってあるわけですから、改正は必要だと思えますけれども、犯罪被害者の立場に寄り添えば、こういった条例というのはもっと早くにつくるべきではなかったかなと思うんです。柏市としては、今県の弁護士会からとありましたけれども、内部で検討というのは、これはされてきてなかったんでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** 条例制定という動きにまでは至っていなかったということになろうかと思えます。以上です。

○**渡部** やはり速やかに制定してほしいものだなと思いました。それと、細かいことについては規則か要綱でつくるのではないかなと思いますが、柏市はどちらで細かいことを決めるのか、それはいつ公開されるのか、教えてください。

○**次長兼防災安全課長** 今回こちらの犯罪被害者等支援条例につきましては、施行規則のほうで細かい内容につきましては決めていこうかなというところで考えております。また、時期についてはですが、当然議会の採決がなされてすぐ7月1日施行という形を目指していきたいと考えておりますので、早急に仕上げていくべく内部調整を進めているところです。以上です。

○**渡部** ほかの条例のときにも感じるんですけれども、私たち議会は条例が議案として上がってきます。その細かいことについては規則ですか要綱で定めます。ただ、その規則を目にしていけないものですから、いろんな細かいことはこの委員会でやり取りをしなければなりません。その条例が提案されるのと例えば同時に規則は提案できないのか、あるいは委員会のおきまでに間に合うようにその規則が私たちに提案されるということは、これは手続上無理なんじゃないでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** 今回のこちらの条例につきましては、急ぎでつくったとい

うところもございまして、なかなかその規則までを同時進行で進めるというのが厳しかったというところもございまして、条例制定、議会の採決までには何とか間に合わせるようにということで進めているところです。以上です。

○渡部 委員会には間に合わないわけですから、できたらやっぱり委員会に間に合うように示していただきたいなというふうに思いました。それで、これはパブリックコメントを募集したと思います。パブリックコメントは、実際に何人、何件くらいあったんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 1名の方から4件の意見をいただいているところです。

○渡部 これはやっぱり人ごとにはならない非常に大事な条例だと思います。そういった条例に対して、パブリックコメントが今1名とおっしゃいましたか。1人しかなかった。なぜなのかなとちょっと考えちゃいました。自治体によってパブリックコメントの件数って違いますけども、もちろん千葉市なんかはもっと多いです。松戸も多かったと思います。100件近いパブコメが寄せられているという例も他市では見かけました。柏市は、ほかのパブコメもそうなんですけれども、本当に市民に意見を寄せてもらおうという姿勢に少し欠けているのではないかなと思うときがあるんです。これは、同じ委員会ですから、例えば広報広聴にもお伺いしたいと思うんですけども、広報に載せるときの載せ方なんです。柏市の場合は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復を図ることを目的とした条例を制定するもの、こんなふうに広報に載せています。千葉市の場合は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行い、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくための条例案を作成しました、こんなふうに千葉市の広報には載っていました。ですから、広報って限られたスペースだとは思いますが、市民の皆さんに本当にこれを広めて、意見をもらって決めたいという、その行政側の姿勢が広報に載せるときの言葉一つでも市民の受け止めって変わってくるんじゃないかなと思うんです。パブリックコメントという言葉を使っていない自治体も実はあります。意見募集という書き方だけの自治体もありました。ですから、広報のやり方を本当に市民に周知する工夫をしていただいて、市民から意見を本当にたくさん寄せてほしいんだという姿勢で臨んでほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○広報広聴課長 今お話にございましたように、広報かしわは紙媒体でございますので、どうしてもそのスペースの限りというのはございますけれども、分かりやすい表現というのは他市の例も参考にしながら研究してまいりたいと思います。以上です。

○渡部 ちなみにたしか千葉市も全戸配布で、月1回だったなと思います。ですから、どこの自治体もなかなかその限られているというのは条件は一緒だと思いますので、本当に市民から意見をもらいたいんだという姿勢を今後示していただきたいと思います。

それで、改正総合法律支援法、4月18日、国会で成立しています。この支援法の中身というのは、柏市の条例の中には、規則でもいいんですけども、反映されてい

るでしょうか。

○次長兼防災安全課長 ちょっとそちらの改正した内容につきまして確認を取らせていただいております。お答えをさしあげたいと思います。

○渡部 被害届ですとか、告訴状の作成や提出ですとか、被害者側との示談交渉、損害賠償請求の提訴、国の支援給付金の申請、弁護士を被害者らに紹介するですとか、いろいろと法律的なことでの改正だったと思います。柏市の条例の中にも、弁護士への相談ですとか、そういう寄り添った中身とかもちろん盛り込まれていると思いますので、この改正総合法律支援法、これはきちんと生かされるような中身にぜひお願いしたいと思います。

それで、具体的にこの条例の中身から何点か伺っていきたいというふうに思います。犯罪の定義なんですけれども、例えば過失、交通事故なんかだと過失多いと思います。交通事故でなくても過失はあります。この過失については、柏市は犯罪の中に適用しているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 過失ということは、恐らくその被害というところでは、身体に被害を与えていないということになるかと思っておりますので、対象の外になるかと思っております。

○渡部 私もいろんな自治体の条例を見ました。例えば名古屋ですとか大阪は交通事故が含まれているんです。交通事故の場合には、過失がやはり多いんです。過失であっても、亡くなったり大けがをしたり、遺族も大変な目に遭ったりとかするわけですから、その過失についても加えるべきだし、例えば交通事故の場合、保険で補償されるのではないかというのがありますが、保険に入っていないなんて悪質な場合も中にはあります。ですから、これはぜひ過失についてもこの犯罪の定義の中に含めていただきたいなというふうに思います。

次に、条例の中の第8条になりますが、見舞金、これは自治体によって見舞金、あるいは支援金、いろいろです。例えば松戸市は支援金、千葉市は見舞金です。柏市はここを見舞金とした理由についてお示しください。

○次長兼防災安全課長 そちらのところにつきましては、ちょっと経緯のほうははっきり分かっておりませんので、確認が取れ次第、お答えをさしあげたいと思います。

○渡部 表現の仕方で意味するところが違ってくるんじゃないかと思うんです。先ほど申請してから1か月ぐらいかかるかもしれないとありました。一般的に見舞金というのは弔慰金的な意味合いを持つわけです。だから、中見はよく分からないけれども、一刻も早くお見舞金出しますよ、素早く出しますよというのが見舞金の言葉の性格ではないかと思っております。支援金というと、具体的に生活を支援するという意味合いがあって、これは支援金なのか見舞金なのかということではいろいろと議論があるようでした。被害者側からすれば、とにかく無条件で被害者に早く弔慰金として出してほしいという場合は見舞金、でも柏市みたいに1か月かかるというと、これ見舞金というのかなど。自治体によってなぜ支援金と見舞金と言い方が違うの

かなというのが私ちょっと分からなかったんです。後でいいですので、柏市がなぜこの見舞金にしたのかということは何も後で教えてください。大事なことだというふうに思います。

それと、柏市の条例にちょっと欠けているなと思ったのが真相究明の支援なんです。もちろんこれは警察が関わったり裁判になったり。だけど、被害者としては、真相が分からないときに一刻も早く真相究明したい。自らいろいろ動くということってあり得るわけです。その真相究明の支援というのを盛り込んでいる自治体もありました。今後柏市はその規則の中で真相究明に関する支援というのは盛り込まれるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 そちらの真相究明の支援ということでございますけれども、制度そのものが発足しておりませんので、まず条例を制定した上でスタートを切らせていただいて、必要な部分は当然厚くしていかなければならないでしょうし、足りない部分につきましては一部変えていくというような検討も必要かと思えます。以上です。

○渡部 例えば明石市の条例ですと、当初から真相究明についての支援という項目が盛り込まれています。これはやっぱり大事なことで、被害者にとっては真相を究明したいんだということで、その活動を自ら行うということはあるわけで、これは条例ですから、条例の中には書かれませんが、ですけども、規則ですとかいろいろところでぜひこれは内容的に盛り込んでいただきたいなというふうに思います。それと、10条で居住の安定とあります。これは、従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対しです。ただ、引っ越しをする方だけではなくて、引き続き同じ住居に住み続けるという方もいるわけなんです。そうした場合は、その方の安全の確保、例えば防災対策ですとか住居の復旧なんかもあるかもしれません。これについて柏市の条例には盛り込まれていないんですけれども、引き続き同じ住所に住まい続ける。そのときの安全の確保ですとか、仮に住居が壊れているときはその改修ですとか、そういったことも柏市はその具体的な中身の中では検討しているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 安全の観点で申し上げますと、警察によるパトロールで安全を確保するというようなことで、二次被害のほうの防止というようなことも警察のほうで当然動いていただける形になろうかと思えますので、そういったところの安心という部分では対応ができるのかなというふうに考えております。住宅の支援というところに関しましては、ほかの制度の中で建物のほうの被害のあるものについて対応できるものがあるかどうか、そういったところを御案内しながらという対応になろうかと思えます。以上です。

○渡部 この条例に盛り込まれていないことでいろんなことが今後起こり得ると思えますので、その辺はぜひ被害者の立場に立って改善を求めたいと思えます。

それで、12条に刑事手続への参加等の支援とあります。柏市の場合は、民事の場合、民事の訴訟に出る場合は対象になるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 民地で被害が起きたということの前提ということによろしいでしょうか。

○渡部 民事です。ごめんなさい、発音が悪くて。刑事事件ではなくて民事で訴えるってあるわけですよ。その民事の訴訟の手続をする場合の支援というのは検討されているでしょうか。

○次長兼防災安全課長 すみませんでした。まず、その民事の話なんですけど、被害届、刑事にならないということが前提になろうかと思imasるので、対象にならないかなと思imas。ちょっと調べて正式にお答えをさしあげたいと思imas。以上です。

○渡部 どうしたって刑事と民事って違います。慰謝料ですとか、そういうのというのは民事です。ですから、犯罪被害者は刑事事件として、もちろんそれは自分が関わるわけじゃないですよ。自分が訴えるわけでもない。だけど、民事に訴えるという場合もあって、そのときの支援、これも弁護士を頼んだり大変なわけですよ。だから、自治体によっては民事の訴訟の支援というのを条例の中に盛り込んでいる自治体もありますので、柏市はそこを書いていないですけども、そういった支援もぜひ柏市でも行ってほしいということで質問しました。これはいいです。

それで、17条の人材の育成についてです。先ほどかなりプライバシーに関わる問題とかあるから限られた人材でというふうな御答弁がありました。ただ、今回の問題っていろいろ多岐にわたるといふか、いろんな課にまたがるわけですよ。それこそ保育にもまたがる。介護も市営住宅の関係とかいろんなところにまたがると、柏市の条例ですと、17条で、支援の必要性についての意識を高め、必要な能力を身につけるための施策を講じるものとするというふうにあるんですけども、これ恐らく職員の研修というのが必要になってくるし、それは一部の職員だけで担えることではなくて、いろいろな課の職員もこれには関わってもらわないと解決できないということが相当出てくるだろうなと思imas。その点で、先ほど限られた人数とか限られた職員でといったところが私はちょっと気になったんです。もちろん必要のない部署までとは思imasせんけれども、きちんと研修をやって、柏市職員の全体の共通の認識にしていかないと、支援についてはいろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思imasるので、その点はどうでしょうか。

○次長兼防災安全課長 個人情報観点で先ほどは御答弁さしあげましたので、関わる人間は少なくということになってくると思imas。その支援に必要な多岐にわたる手続については、当然関係課のほうと連絡と調整を図って進めていきたいと思imas。以上です。

○渡部 いろんな自治体の条例を見ますと、金額についても違いがあります。恐らく県内の直近でつくっている千葉市とか松戸市なんかと柏市はそろえているのかなと思imasけれども、自治体によって柏市よりももっと丁寧な寄り添った条例というのも見かけました。これつくったからもちろん終わりではなくて、これがスタートになって、これから規則の改正とかって恐らく相当出てくるだろうなと思imas。

すから、やはり私は本当にいいものをつくってほしいし、見舞金についても60万という自治体もありました。その金額についても今後いろいろと状況が変わってくる中で、本当に被害者の皆さんに寄り添った、よりよいものにしていただきたいなというふうに思います。これは要望です。賛成はいたしますが、ぜひ規則で十分な内容が早く提示されるのを待っていますが、できれば早くに委員会までにぜひこういうのは出していただきたいなというふうに思います。以上です。

○危機管理部長 基本的には、どこの市でも例えばこういう被害者が出たときに同じような支援を受けられるのが大前提です。例えば柏市が厚くするというのは、非常に柏市として住みやすいだとか、そういったことはあるかもしれないですけども、柏市でこれを受けられるけど、違うところでは受けられない。そういったことが基本的にはあってはならないというような形の条例というか法律だと我々は認識しております。それと、先ほど人数が、そういうプライバシーだとか、そういったところが非常に重要なので、数を狭めていくというお話をさせていただきましたけれども、こういったところも県で専門的な支援センターがありますので、やはりそういったところのお力をお借りする。市でも、例えば私どもは今この防災安全課にいますけれども、来年いるとは限らない。その担当としてやっていた者が次の違う部署に行くという可能性がありますので、やはりそういったところは数を絞って対応したい。県だとか、そういったところの支援をいただいて被害者の方に寄り添っていくというのが重要だと思っておりますので、当然ながら支援センターでお話を聞いていただいて、こういったところで悩んでいるというお話があれば、そういった担当課に照会して、そういった被害に遭った方というのはなるべく抑えて、こういったことであればどういったことができますでしょうかみたいな御相談をしていただくというような形で答えを導く、そういった支援が私どもは必要だと思っておりますので、そういったところを踏まえてしっかり対応してまいりたいと思っております。以上です。

○渡部 なるべく全国同じような高水準の条例になるといいなと思います。地域差があるということは私もあまり好ましいことだとは思っていません。全国被害者支援ネットワークでは、この条例制定の際に十分な議論を尽くして、それに加えて、制定後、ふだんの点検、検証が欠かせない、このことを非常に強調していました。私も全くそのとおりだなというふうに思いましたので、そこは十分に検討をお願いしたいと思います。

最後に1点、柏市に寄せられたパブリックコメントの中で、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の届出の方のことがありました。そういうカップルも遺族に含まれるのかという意見で、柏市は支援の対象となる方向で検討していきますというふうな回答を行っていました。これはその方向で決まったんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 そちらのところにつきましては、パートナーシップ、あとファミリーシップ、そういったところで関係のあった方については、その事実を認める書類をもって認定をしていくということで考えております。以上です。

○山田 5号のことについてです。犯罪被害者への支援のことで、各委員からも全部心配事は網羅されていると思うんですけども、泣き寝入りは絶対許されない。これを許しちゃ駄目だとかいうようなことは、私たちはずっとこの被害者に関しては思っているわけですけども、これ実際今本当に難しい問題が出てきちゃって、いわゆる被害者に関しては、実被害だけじゃなくて、家族、それから遺族、さらには今心のケアの問題も出てきましたけれども、ここは何としても手当てしていきたいというけれども、いろいろ個人情報の問題があったり、人権、それから主権、財産、こういう問題がずっと絡んでくるんですけども、後で聞きますけれども、行政としてどこまでやれるのかと。どこまで手を出せるかという認識もやっぱり全部そういう中で全ての人が理解していかなきゃ駄目だと思うんですけども、この中で何とか手当てをしていただきたいというので、予算、財源の捉え方はどんなふう

に捉えられますか。

○次長兼防災安全課長 まず、今回の補正のほうのお話になりますけれども、1件当たり最大の支援額を94万円とさせていただいておりますので、その1回プラス先ほど御案内さしあげましたリーフレットの経費を載せて計上させていただいております。被害は少ないに越したことはないということで、項目として1件だけの計上という形で今回は上げさせていただいております。以上です。

○山田 手だてができるように補助をしていただきたいと思うんですけども、さっきも出てきましたけれども、これは行政がその瞬間として、国、県、それから警察とも連携しているわけですけども、その判断、ここもやっぱり行政として難しいところがあるんですけども、その判断のタイミングというところではどう思っていますか。

○次長兼防災安全課長 先ほど来ちょっと御案内さしあげております入り口の部分がまず大事であろうというふうに考えておりますので、被害者の方の心のケア、そういった部分を十分考慮しながら手続等を進めていけばいいのかなというところで、警察とも県ともそういったところを協力体制をつくりながらやっていけばいいかなというふうに思っております。

○山田 最後になりますけれども、犯罪被害者に対してはどこまでも救済していただきたいというのは誰もが思うところのございますけれども、いわゆる訴訟とか、それから裁判というような状態を迎えなければ非常に難しくなったときに、行政としてどういうふうにその辺は捉えていくのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、犯罪被害者等支援条例の中での入り口としては、警察のほうへの被害届というところで、届出を出していただいたところでもう市のほうでも受付をできるという体制を取ろうと思っておりますので、訴訟等の裁判のほうのお話につきましてはまた別建てになってくるかなというふうに思っておりますので、入り口は近く早くという感じで行けると思っております。以上です。

○山田 本当に法治国家で全部そういうふうに従えればいいわけですけども、いろんな問題が出てきちゃって、行政サービスで手に負えないような、そういうよう

ないろんな係が、相談相手、それから対応能力を柏市も頑張ってやらなきゃいけないということでございまして、全体を網羅していく中で、部長、この危機管理の体制、もし所見があれば。

○危機管理部長 本当にこの条例というのは非常に大切であって、早くしなければいけなかったというところもあったんだとは思いますが。私どもの防災安全課で対応するという、正直言って防災安全課という名前がいいのかどうかというところもあるんですけども、ぱっと見たときに防災のほうが強く感じるので、本当に被害者支援を担っている部署なのというふうに思われてしまうようなこともあるかと思えますので、そこはしっかり相談窓口として、コールセンターじゃないですけど、電話もつくるといような思いでやっていますので、そういったところをしっかりとやっていきたいとは思っております。あと、弁護士相談だとか、そういったものも、柏市のものもありますし、県のほうでもありますので、そういったところをやったり連携を取ってしっかりと対応する。1つでも取りこぼしのないようにやっていくというのが大事だと思っておりますので、そういった心構えで頑張っていきたいと思っております。以上です。

○塚本 最後に1点だけ質問させていただきます。議案の5号についてでございます。先ほど来議論になっておりますけれども、1点だけ、見舞金の時効期間は何年になるのか、ちょっとお示してください。

○次長兼防災安全課長 まず、そこは1年という期間を設定させていただいております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。今回柏市で条例ができたということで、市、県、国の様々な給付金が受けられるということになるかと思えます。犯罪の被害に遭われた方が様々な手続とか申請が必要な中でこの給付の忘れがないように、ぜひ今後ワンストップの手続だとか、あと場合によってはオンライン申請、今柏ではLINEの申請で、全ての行政手続をオンラインでやろうという方向性もありますので、ぜひこういった形も検討していただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はよろしいですね。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いしたいところなのですが、時間になりましたので、暫時休憩といたします。

午後 3時20分休憩

○

午後 3時30分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第15号、令和6年度柏市一般会計補正予算について、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 では、補正予算について質問です。先ほどのまず行政サービスセンターのランニングコストの件です。現在年額で2,100万から2,200万ということでしたけども、移転になってからのランニングコストはどれぐらいで試算されていますでしょうか。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー 新施設では2,900万円ほどでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうすると、ランニングコスト的には年間で700万くらいかかっていくということですね。分かりました。

補正予算の中で、電子自治体の推進ということで、サーバーの更新費が835万3,000円計上されています。これは、前はいつだったんでしょうか、サーバーの更新ですが。

○DX推進課長 前は5年前になります。今回で3回目になるんですけども、前は5年前、その前も5年前になります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。このお金の流れなんですけれども、基本的にはJ-LLISのほうから請求が来て、それを先に柏市が立て替えて払って、年度末で国

のほうからのお金で賄うというか、入ってくるというような流れです。その認識で間違いないでしょうか。

○D X 推進課長 その認識でございます。以上です。

○若狭 そうすると、これちなみになんですけれど、金額についてはもう言い値というか、請求が上がってきたら、それをそのまま支払うというようなことなんでしょうか。何かコストのチェックみたいなものって市でできるものなんでしょうか。

○D X 推進課長 まず、基本的には言い値という形になります。コストにつきましては、一応国のほうから全体で幾らかかりますよという、その総額ですとか、あとサーバーとかのメモリとかによって、人口がこれくらいの規模の市は大体金額が幾らですよという案分の式も一応出ておりますので、基本的にはそれに従って支払うという形になろうかと思えます。以上です。

○若狭 D X 推進課から見て、この金額の妥当性みたいなところというのはどんな感覚で見えていますか。

○D X 推進課長 今回のシステムのそもそもの金額なんですけれども、更新費用として全体で153億円です。この153億円を令和6年度と7年度、2か年に分けて、1年では更新作業が終わらないので、2か年に分けて国のほうは整備をしますよということですので、まず来年も同じような形で金額の請求があって、またそのままお金が入るといった形になります。そもそもこのサーバーについてですが、前回の議会で条例改正で御審議いただいた情報連携、自治体同士の情報連携をするためのシステムが更新される。その更新のためのお金として2か年で153億円ということなんですけれども、1年間当たり大体その情報連携が1.6億回、自治体に対しての情報の照会が1.6億回という形で聞いておりますので、今柏市が持っているシステムとは全然桁が違いますので、あと金額もちよっと違うので、妥当性と言うと、10倍以上違うので、高いとか安いとかというのはちよっと言えない状態なんですけれども、比率で言うとこれくらいの金額はかかってもおかしくないのかなと、人口の規模的に。そう思っております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そもそも国がそのまま直接払えばいいのかなと思うんですけど、柏市のほうでわざわざ立て替えて払ったりというところがないようにできれば一番いいんですけど、分かりました。ありがとうございます。

続いて、戸籍住民基本台帳事務の補正予算についてです。これは、今回戸籍に振り仮名を記載するという事で、住民票に振り仮名の記載がある人は申請が不要というふうに聞いたんですけども、それが無い人と。申請をいただいて振り仮名を振っていくというふうに聞きました。この想定される件数とか、そういったこと、通知とか市民に対して出すのか、その辺を教えてくださいませんか。

○市民課長 まず、対象者につきましては、現在柏市に本籍を置いている方が全国で約31万人いらっしゃいます。その中で、戸籍の筆頭者の方に対して通知を差し上げるというところがございます。最終的には、戸籍の記載事項として振り仮名が記載されますので、この辺りはちよっと国の情報待ちというところではあるんですけ

れども、原則としてやはり何らかの意思表示をしていただく想定でございます。以上です。

○若狭 となると、その通知を出すときの発送費用みたいなのはこれには入っていないということですよ。

○市民課長 今回の費用につきましては、戸籍に振り仮名を振った上で通知書を発行するための機能改修でございます、委員おっしゃるとおり、その通知の費用につきましてはまた別途予算を提出させていただく予定です。以上です。

○若狭 分かりました。あと、この仕組みなんですけど、市民の方が通知を受け取って申請して、その振り仮名がたまたま間違っていた場合って、修正とかは何回できるとか、何かそういう決まりはあるんですか。

○市民課長 戸籍の振り仮名につきましては、来年の5月から約1年以上かけて全国民の戸籍に振り仮名を振るわけなんですけれども、まず全戸籍の筆頭者に全国で通知を送りまして、それを御覧いただいた上で、例えば誤りであるとか、そういったものにつきましてはお届けいただいて訂正をかけるというところでございます、一度訂正をかけた後に再度振り仮名を変えたいという御希望があれば、それは家庭裁判所の許可が必要になります。以上です。

○若狭 分かりました。ということは、本当にそこが嚴重なチェックが必要だということですよ。今と違う振り仮名を希望してくる人もいる可能性があるということですよ。非常に大事なというか、間違いが起きないように業務が求められると思いますので、しっかりと推進していただければと思います。

あと、ヘルメットの購入補助金について、これ事業者が基本的に申請してくるものでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらにつきましては、個人の事業主の方、ホームセンター等の大きい量販店、全て店舗のほうからの申請で対応していきたいと思っております。個人のほうも窓口で受付をする予定でございます。

○若狭 個人ということは、御自身で安全基準のあるヘルメットを購入して申請書と一緒にということですよ。それが安全基準を満たしているヘルメットかどうかみたいなのって、チェックは市のほうでするんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 各種いろいろな安全基準がございますけれども、シールが貼られているものになりますので、個人での申請というのは、ネット購入も見据えて個人申請という形を考えておりますので、そのネット購入したヘルメットの写真のほうと領収書のほうを添付していただいて申請ということを想定しております。以上です。

○若狭 分かりました。結構大変そうですね。件数がそんなに多くなれないかもしれないんですけども、なかなか大変なことだと思います。補正予算について、私からは以上です。

○内田 それでは、議案第2区分の15号、補正予算案についての総務市民委員会付託分について質疑を行います。まず、防災安全課のほうに先ほどの犯罪被害者支援

条例の関係でお尋ねをいたしますけれども、これは事前にお聞きしたところ、市単で費用を支出するということなのですが、これは国費での補填というのはあるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今のところそういう制度が設計されておりませんので、あくまでも市費単独でやっていく事業ということになるかと思えます。

○内田 国、県からの要請があつて条例を制定しているにもかかわらず、国、県からの補填がないというのはちょっと腑に落ちないところがあるんですけども、国は国、県は県、市は市の制度があるから、お互いにそれを運用しようということなんだらうなというふうに思うんですが、補正予算の費用ですけれども、これは条例ですので、補正で組んだ件数よりも実数が増えた場合は、これはまた補正を組むのでしょうか。予備費で対応するのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 予備費等で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 今回は7月からスタートということでございますけれども、新年度以降は通年ですと何年で、どれくらいの費用を見積もる予定でしょうか。

○次長兼防災安全課長 近隣市のほうの申請状況を見ても、それほど件数の多いものではございませんので、なるべくこういった事件等も起きてほしくないというところもありますので、少なめで計上していきたいなというふうに考えております。以上です。

○内田 それで不足があつたらまた予備費でということになるかと思うんですけども、これは本当に蓋を開けてみないと分からないというところもあるんですけども、ある程度被害が起きてしまうのは困ることですけれども、被害が起きたときにすぐに支給できるように、予算額は一定程度組んでおいてもいいのかなというふうに私は感じるところでございます。

それで、次に行政サービスセンターのほうにお尋ねをいたしますけれども、先ほど運営費用が2,100万円から2,900万円に上がるということでしたけれども、この上がる要因というのは何なのでしょう。賃借料なのでしょう。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー 面積が130%弱となりますので、それに伴うものが一番大きいです。以上です。

○内田 つまり賃借料ということによろしいですね。

○柏駅前行政サービスセンター統括リーダー そのとおりでございます。

○内田 今回補正を組む前に、賃借料等がございますけれども、東神開発さんと市とは何らかの協議や働きかけ等はあったのでしょうか。

○市民課長 賃借料につきましては、お互いの協議の中で決定したというところがございます。以上です。

○内田 相場というものは、ある程度参考にしたものはございますか。

○市民課長 現状の価格等を踏まえて協議をしたというところがございます。以上です。

○内田 やっぱり800万円ということは、面積が広がったということは評価できませんけれども、金額の面では、もう少し安価なところを探すこと、利便性の高いところを探すところということで期待はしていたところなんですけど、先ほど条例のところでも、第1区分のところでもお話がございましたけれども、これは賃借料も含めてどれくらいどういうところをこれまで当たっていたんでしょうか。

○市民課長 具体の物件名はちょっと差し控えさせていただきますけれども、駅周辺、徒歩数分圏内のところを複数当たったというところがございます。以上です。

○内田 本当は物件名も、市民の知る権利からすると、そこは公開されて当然だと私は思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○市民課長 協議が確定したものではなくて、あくまでも意見交換をするという状況の中でのやり取りでございますので、公表は差し控えさせていただきます。以上です。

○内田 2,900万円よりも運営コスト、運営費用が安価なところというのはあったんでしょうか。

○市民課長 大まかな賃借料としましては、やはり駅周辺という利便性の高いところがございますので、どこも大きく差があるという条件ではございませんでしたので、大きく安い金額というのは難しいという認識でございます。以上です。

○内田 分かりました。せっかく費用がかさんでもオープンするわけですから、市民の利便性の高いものにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、引き続き市民課のほうになりますかね。戸籍住民基本台帳の件でございます。先ほどの御答弁でもあったんですけども、既存のマイナンバーカードに振り仮名を振る場合というのは、どういう手続が必要になってまいりますか。

○市民課長 報道ベースの情報になりますけれども、令和8年度中に次期マイナンバーカードのデザインが示されておりまして、その次期カードの段階から振り仮名が振られるという認識でございます。以上です。

○内田 それは新規に申し込んだ方の場合でございますかね。

○市民課長 新規の方も更新の方も対象となります。以上です。

○内田 先ほど通知の話がございましたけれども、通知文書を発送して、それから希望がある方は振り仮名を振るという流れになるんでしょうか。

○市民課長 全国民に対して、戸籍の筆頭者に対して通知を送りまして、最終的にはその振り仮名を全員に振ることになりまして、訂正の御希望があれば申し出ていただくような想定でございます。以上です。

○内田 外国人住民への振り仮名の適用というのはどうなりますか。

○市民課長 日本国籍を有している方が対象となります。以上です。

○内田 分かりました。それから、今回の振り仮名というのは戸籍上のことではございませんけれども、振り仮名を振ったマイナンバーカードにデザインを変更することによってございますけれども、これはマイナンバーの普及率を上げたいという政策意図もあるんでしょうか。

○市民課長 マイナンバーカードをより便利にしていくという国の施策でございます。振り仮名を振ることによって正確に氏名を呼称できるような場面が多くなるという認識でございます。以上です。

○内田 ちょっとごめんなさい。確認なんですけど、現在のマイナンバーの交付率、柏市内ではどれくらいでしょうか。

○市民課長 現在のマイナンバーカードの保有率につきましては73%台でございます。以上です。

○内田 過去5年間ちょっとお示しいただきたいんですが、資料ございますか。

○市民課長 現在手元に資料がございませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○内田 というのは、普及率そのものというのは70%台でもう止まっていると思うんです。これ以上政策を駆使してマイナンバーカードを普及させようとしてもやはり限界ですし、そこに使う税金、費用が非常に無駄になってしまうという警戒感を私は持っております。ですから、マイナンバー制度そのものの根幹に関わることでございますので、今課長の御答弁ですと、マイナンバーの普及促進にも寄与する、利便性の向上にも寄与するというところでございますので、この事業についてはやはり慎重に対応していただく必要があると思っております。通知文書は全部で何通ぐらい市内の発送になりますでしょうか。

○市民課長 先ほども御答弁申し上げたとおり、約31万人が全国に柏市本籍の方がいらっしゃいますので、その中から戸籍の筆頭者の方にお送りするというような状況でございます。以上です。

○内田 そうすると、戸籍の筆頭者とその31万人というのはイコールと考えていいですね。

○市民課長 複数人で戸籍を編成しているケースもございますので、31万人全員にお送りするというよりも、その中から筆頭者の方にお送りするというところでございます。以上です。

○内田 分かりました。マイナンバー制度自体は、私はもともと反対ではございませんけれども、振り仮名を必要としている方に円滑に届くことも一方では期待しております。以上をもちまして私の第2区分の質疑は終わります。ありがとうございます。

○小川（学） 先ほどの戸籍住民基本台帳について、私の認識とちょっと違ったので、間違っていたら御指摘ください。今現在、住民票だとか戸籍謄本、抄本を併せて振り仮名は振られていないと思うんですよ。まず、ここは正しいでしょうか。間違っていますでしょうか。お願いします。

○市民課長 まず、現在は住民票といえますか、住民基本台帳のほうに振り仮名は振られております。ただ、これはあくまでも正式なものじゃなくて便宜上に振られたというものでございますので、今回の戸籍の振り仮名の法制化につきましては、その住民票の振り仮名のデータを使いまして、それを基に最終的に戸籍の振り仮名

を決定していこうというものでございます。以上です。

○小川（学） 今あるのは、戸籍謄本、住民票、今おっしゃった内部の情報というんでしょうか、その3つになるということで正しいですか。

○市民課長 今委員からお話がありました戸籍や住民票の証明書関係につきましては、振り仮名は振られていないという状況でございまして、振り仮名はあくまでも内部管理のための住民基本台帳の一要素というところでございます。以上です。

○小川（学） ありがとうございます。確認できました。今後職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名と書いてあるんですけど、仮に希望して、私は振り仮名は要りませんという場合って認められますでしょうか。

○市民課長 振り仮名は全国民につけることになりますので、仮に御希望しないという方がいたとしても職権で振り仮名を振らせていただく予定です。以上です。

○小川（学） ありがとうございます。あと、今この辺の情報っていろいろありまして、例えばパスポートはもう既に振られているんですよね、ローマ字で振り仮名が。その辺との整合性というのはどうなるんでしょうか。

○パスポートセンター所長 パスポートの場合は、アルファベット表記、ローマ字で表記されておまして、基本は住民票を添付していただく、もしくは住民基本台帳ネットワークを活用するというところで、そちらに準じた形になるというところですよ。以上です。

○小川（学） そこで心配なのは、二重登録になってしまうのかなと思っていて心配なんです。例えばもう既にパスポートのローマ字は書かれていますと。ただ、今後別途戸籍に今度は平仮名か片仮名か分からないですけど、振られるんですよね。その整合性というのは、二重管理になってしまうのかなという気がするんですけど、その辺ってどうなんでしょうか。

○市民課長 パスポートも戸籍に基づいて編成しているというところもございまして、戸籍の振り仮名が確定した段階で、やはりその振り仮名を修正する必要がある方はパスポートの変更も必要ではないかと考えております。以上です。

○小川（学） ありがとうございます。

では次に、電子自治体の推進のところ、先ほど出たサーバーの更新、ちょっと気になったので教えてください。サーバーの更新ということで、5年ごとにドライバサイクルで多分経過されていると思うんですけど、更新するのはハードウェア、ソフトウェア、アプリという認識で正しいでしょうか。

○DX推進課長 そちらの認識で大丈夫ですかというか、そちらの認識となっております。以上です。

○小川（学） もし分かったら具体的にお知らせいただきたいんですが。

○DX推進課長 今ちょっと手元というか、国のほうからの資料はあくまでも合計金額しか示されてございません。合計金額と、あと先ほど若狭委員のほうに答弁させていただきました30万から50万の人口のところはこういう計算式だから800万になるよというような式だけでございます。申し訳ございません。以上です。

○小川（学） 分かりました。どちらかというといふ井勘定みたいな感じだといふふう
にちょっと思っただけですけれど、先ほどハードウェア、ソフトウェア、アプリと言
いましたけれど、あとメンテナンス費用もありますよね。

○D X 推進課長 今回の費用はあくまでも更新費用ということで、令和6年度、7
年度にかかる費用ということと聞いております。毎年この更新費用とは別に今年度
で言うと約60億かかっています。今現行のシステムが60億かかっています、今
年で4年目なんですけれども、その60億については自治体のほうで人口に応じた負
担をさせていただいていると。柏市で言うと今670万ぐらいなんですけれども、こ
ちらは国のほうからお金が出ずに670万円はこの情報連携のシステムを維持するた
めに柏市のほうで使っています。今回国のほうから全額お金が出るというのは、あ
くまでも更新費用、今年と来年2か年でやる更新費用が全額出るという形になっ
ておりますので、今委員のほうでおっしゃられた運用とかメンテナンスというの
は恐らく通常の60億の中に含まれているものだと考えております。以上です。

○小川（学） ありがとうございます。

では次に、音声マイニングシステムの導入についてなんですけど、これは音声をテ
キストに変換して、あとは要約とかという機能というふうにはちょっと認識してい
るんですけど、今まで本市で保有している同様な音声マイニングシステムってある
と思うんですけど、その違いって分かりますでしょうか。

○D X 推進課長 音声マイニングというのはどこまで言うのかというのがあ
るんですけど、例えば言葉を文字にするというのは今実際議事録システムで使っ
ております。また、今回のシステムについては、特徴的なものとして、まず音
声を文字化するんですけど、その文字を考えて、それに対して回答案みたいなもの
もAIのほうで表示して、その回答を言うかどうかは別なんですけれども、そう
いった会話内容を抽出して、職員に対するガイダンスみたいなものを表示する
というのが今回の新しいものということになっております。以上です。

○小川（学） ということであれば、既存のシステムプラスアルファのものを別
新たに導入するというような、こんなイメージでしょうか。

○D X 推進課長 電話のほうと連携するとかということもちょっとあります
ので、技術的には今の応用ではあるんですけども、シチュエーション的にはか
なり新しい。市としては新しい取組になるのかなと考えております。以上です。

○小川（学） ありがとうございます。

では次に、自動運転バス走行についてなんですけど、2022年までにレベル2
の実証実験が終わったというふうには認識しているんですけど、今まで利用して
いた……

○委員長 所管が建設のほうになります。

○小川（学） 了解しました。以上です。

○永山 犯罪被害者条例の予算の根拠なんですけど、先ほど被害者の方お一人
分、そして予算を仮にオーバーしてしまったら予備費で賄うという御答弁を
いただきましたので、非常に安心しましたので、さっき聞きますと言っ
たんですけど、解決でき

たので、これで以上になります。

1項目のみ、自転車のヘルメットの助成のところなんですけれども、予算800万円ということなんです、県と柏市で400万円ずつという認識で合っていますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 委員おっしゃるとおり、県のほうから400万円、市の予算のほうで400万円、都合800万円になります。

○永山 ありがとうございます。そうすると、私の認識が間違っていたら申し訳ないんですが、これ市町村ごとの上限額が1.5%だと思うんですが、大体43万人で計算すると、43万掛ける1.5%掛ける1,000円で大体645万円ぐらいになると思います。そうすると、市の負担と仮に県の予算をマックスで生かそうと思ったら1,290万円という予算、せっかく時限的な予算だと思うので、フルフルでつけたほうがいかなというふうに私は思うんですけども、この点を含めてどうして800万になったかというところをお伺いします。

○次長兼防災安全課長 県の予算のほうの都合もございまして、県枠で3,900万という総額になっております。その中で400万ついたということで決定交付を受けた状況でございます。

○永山 最後に1点確認なんです、県に対して要求としては、もうちょっとというか、マックスで要求したけども、残念ながら県から400万しか出なかったという認識でよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今回申請に当たりましては、財政のほうの査定を受けている中で400万ということで、市費のほうのマックス、キャップ留めになっております。以上です。

○永山 ありがとうございます。しっかりこのお金が全額活用できるように周知等も徹底していただきたいと思います。以上です。

○渡部 補正予算の歳入の全体に関わることなんですけども、今回歳入の中に、重点支援地方交付金、これは入っているでしょうか。

○財政課長 今回は入ってございません。以上です。

○渡部 たしか3月議会のときには残り5,000万くらい、本当だったら去年使うお金が繰り越されて5,000万残っていたような気がするんです。そうすると、市民のいろんな要求実現で5,000万が使えたのではないかなと思うんですけど、今回入っていないという理由と、これから例えば次の9月議会なんかには補正で出るのか、またその事業がまだ決まっていないから今回出していないのか、その辺のことについて伺います。

○財政課長 今お話しいただきました5,000万円の財源につきましては、今回の補正では事業上、予算計上してございません。今後9月補正の機会もございまして、実施するに適した事業があれば補正予算で計上させていただく可能性もございまして、特にそういった事業がないということであれば既存事業に充当するようなこともあるかもしれませんが、その辺り等を含めて今後検討させていただければと考え

ております。以上です。

○**渡部** 全体のことでの質問で申し訳ないんですけども、今回も議員からいろいろな要望とかありました。例えば補聴器の購入費用もそうですし、帯状疱疹のワクチンの補助、これは国が決めたようですけども、いろんな要求があって、5,000万かからないでもできるだろうなと思うようなことも結構たくさんあったかなと思うんです。まだ事業が決まっていない。今議会も議員がいろんな質問、要望とかをしている。それも考慮しながら9月に向け補正を組むということなんでしょうか。なかったらほかの従来事業に充当するって、そういう使い方でもいいのかなとちょっと思ったもので、その辺のことについてちょっと御説明ください。

○**財政課長** 地方創生臨時交付金ですけども、推奨メニューで示されている目的に合致した事業、またそれに伴い、実施することで効果が見込まれる事業、そういったものがあれば、今後補正等で実施していければというふうには考えておりますが、その辺りをいろいろ今後検討していきたいということで考えております。以上です。

○**渡部** 5,000万ってかなり大きな金額ですので、本当に有効な事業に使ってほしいし、できたら積極的にこの6月の時点でも事業として出されてよかったんじゃないかなという気がしたもので、質問しました。

今もありましたヘルメットについてなんですけども、議会での答弁を聞いていると、県が今年限りの事業なので来年はやりませんよ的に聞こえたんですが、もちろん県の方針ってはっきりしていないと思いますけども、恐らく千葉県も申込み状況を見て、次年度やるかどうかという判断はもしかしたらこれからなんじゃないかという気がするんです。むしろ申込みが多くて、これは市民要求がすごくあることから、柏市としても県に対してその補助の継続を求める、あるいは県が出さなくても柏市が単独でもやる、そういう方向って持つべき事業ではないかなと私は思いますけども、既に市民からの問合せなんかもちよっと来ていたりするんです。柏市にももう問合せとか来ているんじゃないかなと思いますけども、その辺を含めてちょっと御答弁ください。

○**次長兼防災安全課長** まず、千葉県のほうの補助事業の継続の件でございますが、次年度以降はまだ未定というような状況でございます。継続は厳しいというところで、市費単独だけで継続はなかなか厳しいかなというふうに考えているところです。そこら辺につきましては、県のほうに要望して、継続という形の中で予算措置がされた場合には柔軟に対応していきたいなというふうに考えております。また、市民からの問合せにつきましては何件かいただいているところです。FAQでちょっと御意見いただいたりというようなこともございます。以上です。

○**渡部** この事業が申込みが予算よりオーバーしたとき、どう対処するんでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** 予算に到達した時点で打ち切りという形で考えております。以上です。

○渡部 結構厳しいなと思うんです。同じ日に何人も来て、オーバーしたら誰を選ぶのかなとかちょっと考えたりするんですけども、今何となく予算的に厳しいと。800万なわけですよ。市民の命を守るために大事なものです。今議会でも高校生のヘルメットの着用率が非常に低いという話もありました。中学生なんかも通学するときにはヘルメットをかぶっていますけども、あれ実は指定ではないけれども、全く同じものを指定のヘルメットのごとくかぶっていて、中学生なんかに意見を聞くとダサいと。もっと流線型の格好いいヘルメットがいいとか、そんな意見も聞きます。ですから、これは当然柏市が単独でもやるべき事業だし、県に対してももちろん市として求めているなと思うし、オーバーしたら打ち切っちゃうというのもちょうといかがかなと思うんです。いつまでという仮に期限を切って、そこまでは受け付けて、多少ちょっとオーバーしても、そこは柏市として見るだとか、そんな柔軟な対応というのが取れないものかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今のところ当然安全というところで、装着することで、頭部への被害、交通事故の際の被害軽減ということでヘルメットのほうの着用普及を図っていきたいということで考えておりますので、なるべく買っていただいて、つけていただく、そこが重要だというふうに思っておりますので、そこに向けていろいろと協議対応をしてまいりたいと思います。以上です。

○渡部 県の補助がなくてもやっている自治体、これまでやってきた自治体もあるわけですよ。ですから、こういった事業はやっぱり柏市としても市民の命を守るために大事なことだなということで、ぜひ次年度以降もオーバーしても受け入れる。次年度以降も継続する。今回予算800万ですから、ぜひそれは求めたいと思います。以上です。

○市民課長 先ほど内田委員から御質問がございました過去のマイナンバーカードの交付率について御説明させていただきます。令和2年の3月末が17.2%、令和3年3月末が29.5%、令和4年3月末が44.5%、令和5年3月末が65%でございます。以上です。

○山田 地方創生の交付金の話、今飛び込んで話がありましたけれども、今年度予算も大きな事業計画が予定どおり入っていたり、当初予算も繰越金が大きく予算化されておりますよね、繰越金を使って。今補正に関しても、財源の半数は昨年度からの繰越金であるようであり、その額が6億2,000万円ですか。例年より繰越金に頼った予算編成があるような感じがするんですけども、今後の補正予算編成について、財源ちょっと心配することがあるので、ちょっとその辺の見通しについてお示しくください。

○財政課長 今後の予算編成における財源の捻出というお話なんですけれども、現在令和5年度の決算につきまして最終調整中ではございますけれども、財政調整基金につきましては令和5年度の現計予算で約34億円を繰り入れるというふうになっております。ただ、そちらを令和5年度決算では繰入れを行わずとも例年並みの実質収支が確保できるという見込みとなっております。このため、今後は補正を組む

に当たりましては、繰越金を財源として基本的には活用していくのを優先いたしますが、そちらが活用できないという場合におきましても、今回繰入れを行わない財政調整基金の残高もございますので、こちらを活用して補正予算のほうを対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○山田 かなり精査されて健全予算をつくっているようではございますけれども、頑張る、頑張るばかりで、ありがたいんですけれども、ただこれからどんどんサービスが、市民ニーズが結構要請があると思うんですけれども、その辺のある程度適正なバランス、そういうことも考えていく必要を私は思っているんですけれども、あまり負担を市民に強いるということではなくて、やっぱりその辺は的確に今の実情を話していく、今後の柏市の健全財政の在り方でそういう意欲も大切だと思うんですけれども、そんな観点でお話があれば。

○財政課長 今お話ございましたとおり、市民からの様々なニーズですとか行政需要というのは大きく増大しているという状況でございます。その中にありまして、第1回の定例会のときなどから今後はこれまで築き上げてまいりました備えを活用するような局面にあるということはお話しさせていただいたところではございますけれども、引き続き持続可能な財政運営に配慮していくという必要があるというふうに考えております。具体的には、行財政運営方針で掲げております主要な財政指標、こちらにつきまして数値の急激な悪化を招くことがないように財政運営を行うということが必要だと考えております。特に投資的事業等、今後大きなもの、かなり予定されているものもございますので、必要性ですとか実施方法、また実施時期等を検討すると同時に、あと財源として市債を活用する場合は、今後過度の将来負担を招かないように、国の財政措置のある借入れを優先的に選択するですとか、あと基金のほうも一定程度の残額がございますので、そちらのほうを有効に活用しながら、市民ニーズへの的確な対応ができるように、また財政の健全性を維持していけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長 ほかに質疑は。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第15号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうもお疲れさまでございました。関係する部署の方は入室されていきますでしょうか。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願13号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○渡部 これは、経団連の十倉会長、あと資生堂の魚谷会長ですね、ぜひ早期に議論を始めて導入してほしい選択的夫婦別姓と言っているのですが、恐らく今議会全ての会派の賛同を得られて意見書を上げられるのではないかと期待をいたします。それで、これ意見書ですから、やはり議員間でもぜひ議論をしたいなと思いますし、深めるために執行部にも幾つか質問したいと思います。まず、執行部のほうに伺いたいんですけども、柏市でパートナーシップ・ファミリーシップ制度が導入されてちょうど1年になります。1年経過しました。内容については恐らく公表できないと思いますけども、例えばその届出の件数などは公表できるでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 今の御質問についてですが、パートナーシップ・ファミリーシップ制度は令和5年3月15日から開始しております。今現在、本日現在ですと、合計で32件の申請があったということになります。以上でございます。

○渡部 この制度が柏市に導入されて本当によかったなと思います。できればやっぱり国のほうの法改正を早く求めたいところですけども、この制度が柏市でできたことによって救われた方もたくさんいると思います。事実婚で届出をしたという方のお話も伺いました。それで、同性パートナー以外、事実婚というのは内閣府の調査ではあります。要するに戸籍を変えたくない。氏名を変えたくないために事実婚を選択したという方の例は多いと思います。これは、内閣府では調査を行っていますが、例えば柏市としてこういう方の実態などをつかむことというのはできるんでしょうか。

○市民課長 今御質問がありました実態につきましては、住民基本台帳法の取扱いとしましては、事実婚と想定される方が、夫未届け、妻未届けというような肩書きを選ぶ方もいらっしゃると思いますし、同居人というような形でお届けいただく方もございますので、ちょっと実態は把握できないという状況でございます。以上です。

○渡部 なかなかその実態というのはもちろんつかむことが難しいと思います。ですけども、夫婦別姓が早く法制化されたら、それによって本当に救われる方はたくさんいると思います。これは、行政でも恐らくそうだと思うんです。例えば通称使用、前の名字で仕事をしているという方は例えば市役所的にはあるんでしょうか。結婚をして、どちらかの姓に変えなければならない。だけど、これキャリアの問題とも非常に関係するんです。そうすると、柏の市役所の職員で通称使用をしているという例などはあるんでしょうか。

○人事課長 柏市の職員における旧姓使用につきましては、内部で規定を設けておりまして、6月1日時点で40人の職員が旧姓を利用しております。以上です。

○渡部 旧姓利用ですと、トラブルなんかでしたら、例えばパスポート、クレジッ

トカードの名義人が違う。あと、空港やホテルでのトラブル、こういった不便は感じて、市役所で仕事をする上ではいいかもしれないけれども、実際にはいろんなトラブルがあると思います。これはぜひ全員の賛同を求めたいと思いますし、傍聴者の方もいらっしゃると思いますので、賛成でも反対でもきちんと意見を述べて、例えばもし反対だったら、何で反対なのかという意見はぜひ上げるべきだと思うんです。それが請願者に対する誠実な態度だというふうに私は思います。

この間ニュースでも報道されていますので、経団連の十倉会長とか魚谷会長の記者会見の様子というのはもちろん皆さん御存じだというふうに思います。これはビジネス上のリスクにもなっている。要するに経団連ですから、ビジネス上の問題で考えたりするわけですが、一人一人の生き方やキャリアの選択肢を増やす観点から、夫婦同姓しか選択できない現在の制度は改めるべきだ、これ経団連の十倉会長が言っていますよね。選択制なわけですから、一緒にしたいという人も当然いると思います。だけど、希望すれば不自由なく生まれ持った姓を選択できる制度を求めたいという意見をこの間、経団連の十倉会長は記者会見で発表しています。この問題に対して役員の中からも反対の意見はなかったというふうに記者会見の中でも言っていました。女性の活躍を願うのであれば、この問題は本当に放置できない問題だなというふうに思うんです。魚谷会長も、女性のキャリア形成における障害になっている、企業にとっても無視できない課題だ、こんなふうに言っていますので、ぜひこれは全員の賛同が得られるものだというふうに思います。

それで、世論調査が幾つか出されていて、請願者も請願の文書の中で述べていますけども、18歳から60代までだと7割以上が賛成なんです。全体では62%、選択的夫婦別姓に賛成をしている。法律で同姓を求めているのは日本だけです。世界の中では非常に遅れた状況です。でも、自民党の中には、実は家族の一体感を保つんだとか、子や孫のことがどうなるかよく考えてほしいとか、一部の自民党の議員連盟では夫婦別姓に反対している議員がいるんです。だから、自民党の中でも恐らく全員ではないし、清風さんの中は恐らく賛成で一致しているものだというふうに私は期待を持っていますけれども、仮にも一部の会派の中で反対をしている議員の方がいるのかなということは、ぜひこれはもしお答えいただければ清風にも伺いたいなと思うんですけども、特異な家族観を持っていて、特異な結婚観を持っていて夫婦別姓に反対だというのは、旧統一教会は本当にこれ強調しています。旧統一教会と密接に関わりを持っている国会議員もたくさんいますので、国会議員の一部の中にはそういうことを言っている方もいるのかなと思いますけども、恐らく柏の市議会の中に旧統一教会と接触とか関係のある議員さんはいないというふうに私は思っていますので、こういった特異な国家観、特異な家族観、これはぜひ排除してほしいと思います。

それで、私はもうこれは速やかに、請願者が求めているのは速やかに国会で議論をしてほしいということですから、全員の賛同を求めます。もしこれに反対をしたいと思っている議員さんが仮にいたとしたら、請願者に対してはその理由をきちんと

と示すべきだなどと思いますので、もし議員の中でこれは反対だなどという方がいたらぜひ意見は述べていただきたい。何の意見も言わないで反対という手を挙げるということだけは絶対にやめてほしいなというふうに、これは私の意見です。一旦終わります。

○山田 私も柏清風、保守系会派でございまして、名指しがございました。ただ、名誉的に旧統一教会に属する者はこの市議会の中にはおりません。それだけは誠に不遜ですので、誘導するような、邪推されるような、そういう発言は控えたほうがいい。それで、この請願の方、立派に考え方を御指示いただいております。うちの会派も一生懸命このことに関しては物すごく関心がありまして、自民党どうのこの云々というよりも、このことが根本的に日本のこれからの社会の制度の中で維持できるかということをも真剣に考えております。女性の地位向上、それから少子化対策に貢献するということに関しては、これは本当に何とかしなきゃならないと、こういう観念でございましてけれども、端的に言えば、この別姓制度をうまく使い分けをされている方も、市の中でも内規の中でいらっしゃるといってございましてけれども、それはそれとして、根本的に法律上の夫婦にちゃんと認められるのかと、日本の中で。これは、民法の改正と、それから戸籍法の改正まで絡んでくることでもございまして、なおかつその中で家族制度、それから子供の権利の問題、相続の問題を絡めて、そういうことも非常にうちのほうでは危惧することでもございまして、結論から申し上げます。制度をよく理解するという点でまだいろいろ問題がございまして、今その意見書の提出までは行ってございませぬ。我が会派としては、もう一度しっかり制度をよく理解するという点で、うちのほうでは請願の趣旨からすると、本当に恐縮で申し訳ないんですけども、まずうちのほうでは理解をすること、これが私たちの会派の意見でございまして。

○内田 この請願ですけれども、請願者が求めていることは国会で議論をしてほしいということなんです。ですから、その議論することを拒む必要はないのかなと。であれば、意見書は必然的に提出するべきものなのかなというふうに思います。夫婦同姓、これは議論が重なっちゃいますけれども、日本が固有の制度ということでもございましてけれども、夫婦同姓の場合、女性が男性の名字を名のらなければならないという例が大半なわけなんです。これそのものが女性差別を助長しているし、それそのものだなどというふうに考えているわけなんです。そして、今般経済界のほうからも非常に要請があったという事実もございまして。今まで想定をしていなかったことでもございまして、経済界からの要請もございまして。そして、やはり固有の尊厳、個人の尊厳というところを言うと、個人個人が名字をどの姓にするかを選んでいけるということは重要なことであると考えております。ですから、この請願というのは、私は選択的夫婦別姓に対して賛成する立場でございましてけれども、そうでない立場の方もいらっしゃるわけで、これを意見書として上げて国会で審議していただくというのが恐らく請願者の趣旨であろうというふうに考えております。それで、世論調査も先ほど紹介がありましたように、7割の方が選択的夫婦別姓には賛成という

立場でもございますので、ここら辺はしっかりそのデータも分析して、国会のほうでは審議していただきたいという思いです。

それで、ちょっと執行部のほうにお尋ねをいたしますけれども、過去にこれは法案としては出なかったわけですが、法務省が随分研究を重ねたと思うんですけれども、過去2回チャンスがあったかと私は記憶して、もし誤りだったら御指摘いただきたいんですが、そのときというのは、具体的にどういう法律をどのように改正しよう。民法、戸籍法という議論もさっきございましたけれども、そこら辺の経緯というのが分かれば教えていただきたいと思います。

○共生・交流推進センター所長 過去には、法務省によりますと、平成8年2月に法制審議会の提言を受けまして、法務省が平成8年及び平成22年にそれぞれ民法の改正案を準備したという経緯がございます。以上でございます。

○内田 その民法の改正内容というのは分かりますか。

○共生・交流推進センター所長 そちらのほうでは、夫婦別氏制度についての改正が予定されていた模様でございます。以上でございます。

○内田 つまり法律の改正にしてもそんなに大きな改正を伴うものではない。法務省の方には御尽力いただいておりますけれども、そんなに大きな改正ではなく、私たちの決断一つで、あるいは国会の決断一つでここはやはり変えていける制度だと思えます。まずは国会において選択的夫婦別姓制度についてしっかり議論していただいで、私はその議論の結果が、選択的夫婦別姓がこの社会において生きるように、しっかり機能していくようになっていただきたいですし、LGBTQの方々に対しても、自分の名前というものに誇りを持っていくということでは大変有効な施策であると考えておりますので、ここはひとつ全会一致での採択をお願いできればと思うんですが、国会で議論をしていただくところを賛同が難しい会派の方には、そこをお酌みおきいただくということは難しいのかどうか、一言いただければと思います。

○山田 そこをお酌み取りのことにに関して、私のほうでは、この審議を進めるよう意見書を提出していただきたい、これ十分理解をしております。ただし、それぞれ意見の運び方があると思うんですけれども、我が会派というか、チームの中では、こういうことも検討していただきたいということは既に国会のほうにもいろいろ出しておりますので、角度が違ったところで、独自にこの請願者にいただいた、これは尊重いたしますけれども、我が会派のほうでも懸案のあるようなことをやっぱりしっかり国会のほうに申し送りしたいということでございまして、何ら意見書を提出する、しないということの意見には合致しておりません。

○内田 私は、国会で審議していただきたいということは尊重するべきだと思いますし、選択的夫婦別姓ですので、選択しなければ、私とは異なったイデオロギー、考え方、国家観を持った方々の考えも酌み取ることができると思うんです。この選択的というところをしっかりと酌んでいただいで請願の採択を求めるものでございます。以上、意見表明といたします。

○山田 その意見を賜っております。選択的がいいのか例外的なものがあるのか、その辺もしっかりうちの会派のほうとしてはその意見具申をしたいということになってございます。

○永山 皆さん既に議論をされていると思いますので、みらい民主かしわとしての意見だけさせていただければというふうに思います。2021年に行った内閣府の家族法制に関する世論調査によりますと、婚姻による名字、姓の変更により、不便、不利益が生じていると思う割合は男女問わず半数を占めています。その具体的な内容として、姓を変更した側にのみ名義変更の負担があるなど、日常生活上の不便、不利益がある。また、仕事の実績が引き継がれないなど、職業生活上の不便、不利益がある。そして、実家の名字、姓を残せなくなることから、婚姻の妨げになるなどが挙げられています。結婚により姓を変更している9割以上は女性であり、仕事や生活面での不利益や負担が著しく女性に偏っているというふうに思います。政府も旧姓の通称使用拡大を進めており、マイナンバーカード、免許証、パスポートなどでは旧姓併記が可能でありますけれども、外務省は、パスポートへの旧姓併記に関し、国際規格に準拠しない例外的な措置であるとしており、旧姓の通称使用には限界があるというふうに思います。2020年当時の法務大臣が夫婦の同氏制を採用している国は我が国以外には承知していないと発言をしており、国連の女性差別撤廃委員会からは選択的夫婦別氏制度の導入を再三勧告されています。また、法制審議会総会は1996年に選択的夫婦別氏制度導入を答申しており、改正法案要綱がまとまったにもかかわらず30年弱もたなごらしにされたままだというふうに思います。職業活動上の不利益、金融機関での手続の煩雑さ、旧姓併記に対応した仕組み、システム変更に伴うコスト負担などから、経済界からの選択的夫婦別氏制度の早期導入に対する要望も高まっています。男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会を実現するため、選択的夫婦別氏制度を導入するべきであると。したがって、議論もするべきであるというふうに思います。私からは以上です。

○若狭 私も賛成の立場でございまして、この件に関しては私も経団連の提言を見ていました。やはりもうビジネス上でのリスク、コストになってしまっていると。弊害になっていると。早くしてくれというようなことを話しております。そもそも少子化を何とかしなければいけないということであれば、姓が変わってしまうことで結婚したくないという女性の方もやっぱりいらっしゃるわけで、あと海外に行つて通称を使っていることでいろんな不利益を被っているというところがあります。そして、先ほど内田委員もおっしゃったように、これは国会でこういったことを議論してくださいよという意見書提出の請願でありますので、今ここで話したことも国会で早く取り上げて話し合っしてほしいということなので、そこはもう賛成しかないというふうに考えています。あとは、このポイントなのは、何も別姓を強制しているものじゃないですからね。選択できるわけです。そこの幅が広がるということで、どうしてそこが足踏みしてしまうのかなというところがすごく疑問に感じています。そして、日本だけこの夫婦同姓ということ、要は選択的夫婦別姓制度を導入

していないのが日本だけというところも非常に問題だと思っておりますので、私も全会賛成一致を求めるといってございまして。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。――なければ終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 請願13号について採決いたします。本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうもお疲れさまでございました。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和6年6月7日に報告をいたしました専決処分についての訴えの提起について、1番と2番がそうなんですけれども、それについて御説明をいたします。

まず、1番についてです。本件は、柏市逆井にありますタカ住建株式会社に対しまして、従業員等の未払いの市県民税と軽自動車税について、本市が差し押さえた給与と債権の取立額69万9,600円と訴訟費用の負担を求めたものでございます。3月28日に訴状を提出いたしました。その後、26万2,900円の支払いがありまして、逆に延滞金が6,300円増えたということで差引き25万6,600円の減額となり、現在は44万3,000円の支払いを求める内容に変更となっております。

訴えを提起するに至った主な経緯でございます。この会社の従業員等である滞納者は、平成25年頃から市税の分割納付の約束をしては少しだけ支払うと言ってすぐ不履行になるということを繰り返してまいりました。そのため、令和3年10月に給与の差し押えを行いました。しかしながら、勤務先の会社が差し押えの手続を行わなかったため、令和4年4月に債権管理課で引き受けて、取立てを弁護士に委任したものでございます。弁護士による交渉をしたんですけれども、相手方法人は給与差し押えをするのではなく滞納者自身に分割で支払わせたいという意向で、滞納者は再び分納を開始したんですけれども、半年ほどたったところで不履行になってしまったと。その後、弁護士からの催告に対して本税部分を一括で納付すると約束は繰り返されたんですけれども、その約束も不履行になって、納付がない状況が1年以上続き

ました。そのため、3月28日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行いました。第1回の口頭弁論は先月24日に開催されまして、被告相手方は債務の一部免除による和解を希望したんですけれども、免除する理由がないので、和解には応じませんでした。5月31日に市の勝訴となる判決が下されて、相手方は分割での納付を訴訟外で希望したため、法人の経営状態を表す決算書の提出を求めて、先週提出されたところでございます。

続きまして、2番です。本件は、市営住宅の明渡しまでに生じた家賃に相当する使用損害金の支払いを求めるものでございます。市営住宅に居住していた方が既に亡くなっているため、相続人5名、A、B、C、D、Eに対して4月12日付で訴えの提起を行ったものでございます。被告は、A、千葉県在住、それからB、D、Eは柏市に在住、Cが東京の足立区に在住ということです。訴訟を提起したのは松戸簡易裁判所で、市営住宅の明渡しまでの家賃に相当する金額77万8,100円の支払いを求めているものでございます。

訴えの提起に至る経緯ですけれども、このA、B、C、D、Eの親が契約名義人で、平成17年の2月に市営住宅に入居しました。名義人は令和3年7月に亡くなって、その時点で家賃の滞納はございませんでしたけれども、その後部屋の明渡しがなされなかったものです。昨年の4月から債権管理課で案件を引き受けて、相続人に対する交渉を行って、明渡しは完了したんですけれども、明渡しまでの家賃相当額の支払いについて交渉ができなくなったというものです。交渉ができなくなったというのは、AとBについては行方不明になってしまったと。Cはもともと一切反応がなくて、DとEは、父親と同居しているんですけれども、その父親が面談を拒否しているというような状況でございます。今月の12日に口頭弁論が開かれて、AとBには訴状を送達できていない。行方不明で送達できていなかったため、今後送達の方法を検討いたします。Cは欠席して裁判を分離しましたので、本日裁判所から勝訴判決という連絡がございました。D、Eは、この間の口頭弁論に出頭はしたんですけれども、相続の放棄をしたいという表明がありましたので、第2回の弁論は間隔を空けて10月16日に開かれる予定でございます。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 専決報告に対して、まず2の2、2番の市営住宅の明渡しについてですけれども、当該の居住者と相続人A、B、C、D、Eの関係性というのは良好だったんでしょうか。

○債権管理課長 家族関係というのは、相続人同士のということですか。

○内田 相続人と入居者との関係です。

○債権管理課長 亡くなった名義人と子供たちとの関係ということですよ。

○住宅政策課長 まず、D、Eにつきましては、今回弁護士さんに調べていただいて、改めて発見されたといいますか、現れた相続人ということになるようです。もともとこの居住していた方が亡くなった際には、ここで言うA、相続人Aから、A

はもう近くに住んでいたというか、介護もしていたようですので、そこで接触はございましたので、仲が悪いとか、そういうことではなかったのではないかと想像はしております。以上です。

○内田 この方は、差し支えなければ、どういう要因でお亡くなりになったんでしょうか。

○住宅政策課長 病気だと思われま。以上です。

○内田 そうすると、相続人のどなたでしたか、介護を続けていらっしゃったというんですが、その介護の期間というのは結構長かったんですか。

○住宅政策課長 亡くなられたときの聞き取りの中では、大体2年ぐらい頻りに御一緒していたようなお話を聞いております。以上です。

○内田 年金で生活されていたんでしょうか。

○住宅政策課長 そこは確認できておりませんが、亡くなるまで生活保護を受けていらっしゃったということで、そういった意味で家賃の滞納というのはなかったということになっております。以上です。

○内田 それから、2の1のほうでございます。1件目のほうでございますけれども、この当事者の方は支払ったり支払わなかったり、裁判を起こした後も支払いがあったりとかしているんですが、全く支払いの意思というのはなかったんでしょうか。

○債権管理課長 全く支払いの意思がないというわけではないんですけれども、最終的に1年以上納付がなかったので、訴訟に至ったということでございます。以上です。

○内田 給与の額としてはどれくらいだったんですか。

○債権管理課長 給与は70万ぐらいですかね。月額70万円です。

○内田 この会社は、差押え以降に給与を市に支払うことなく、給与は本人に支給していたということになりますか。

○債権管理課長 市のほうに支払わなかったということは、そういうことになるかと思えます。以上です。

○内田 債権管理課所管の訴訟というのが大変多いわけですが、それはいろんなケースが考えられるんですが、訴訟じゃない解決というのも特に2番のようなケースの場合は考えられないのかなとも思ったりします。これは議決ではないので、これ以上お話しすることは今のところございませんけれども、市民の方と関係がこじれないような訴訟対応にしていっていただきたいことを申し述べます。以上です。

○渡部 2番のほうなんですけども、今の説明の中でちょっと確認させていただきたいんですけども、令和3年の7月に亡くなった。明渡しをしなかった。つまり住んでいないのにずっとそのまま家賃が発生していたという、そういうことなんですか。

○住宅政策課長 厳密に言えば家賃ということにはならないですけども、退居していただけないということで、使用損害金という形で発生し続けていた。それが家

賃相当額であったということになると思います。以上です。

○渡部 亡くなって、市営住宅にもうお住まいじゃないわけでしょう。だから、空き家のままずっとあったという、そういう理解なんですか。

○住宅政策課長 空き家ではなくて、残置物がそのまま残っておりまして、そういったものを全部取り除いて退居いただきたいということで要請をしていたわけですが、応じていただけなかったということになります。それで、昨年8月にやっとその退居には応じていただけましたという経緯になります。以上です。

○渡部 そういうことがままあるのかなとちょっと思ったんですけども、今回若狭議員も市営住宅の問題を取り上げていましたけれども、残置物が相続人との関係で柏市が撤去することができないために、相続人に早く片づけてくださいと言っても相続人が片づけなかったから何年もそのままになっていたということが、要するにそういう手続を取らなければ残置物を処分できない。絶対になのかなとちょっと思ったんですけども、何らかの方法が取れないものなのかなとちょっと思いました。それで、2人は財産放棄をしたい、あと2人は行方不明、1人は欠席で、この結論というか、そんなに何か出ないような気がちょっとして、ずっと柏市は今後ともその相続人とずっと交渉して行って、その行方不明の人、あと欠席している人に対してこれからもずっと求め続けていくということなんでしょうか。

○債権管理課長 法律的には、A、B、C、D、Eが相続人ということで、市営住宅に残されたものは、所有権はA、B、C、D、Eに放棄がない限りはなくなってしまったということですので、相続人に対して対応してもらうように求めていかざるを得ないと考えております。以上です。

○渡部 最後に、市営住宅に住んでいる方も高齢化していて、今後こういったケースというのは十分に起こり得る話ではないかなと。今保証人を求めませんよね、市営住宅は。以前は求めていた。でも、今は求めていない。そうすると、親戚関係とか相続人とかいうのも分からない。それを弁護士を通じていろいろ戸籍とか探さなければいけなくなったり、いろんな手間とかあったりして、そこを解決するような柏市としての別な決まり事というのがこれから必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、何か規則の改正ですとか、そういう対応について検討されていることというのはないんでしょうか。

○住宅政策課長 今回の件につきましては相続人がはっきりしておりましたので、一番最初に居住していた方が亡くなった時点で、この相続人の一人が片づけますということでお約束をした後になかなか連絡が取れなくなり、やり取り、こちらからも連絡を入れ、自宅にも訪問しということを重ねて、かつこのA、B、Cに対しては、退居の通知、お願いをしたところ、債権管理課に移管する直前にこのCから連絡がありまして、A、B、C兄弟の中で調整をして、またちゃんとやりますと、そこで御返事をいただいたところ、そこからまた時間がたってしまったというか、御連絡をいただけないというところがございましたので、今回はそういったケースになります。今御質問いただいたような例えば相続人がなかなか見つからないとい

うところにつきましては、我々としてもまずは相続人を探さなければならないと。相続人が見つかった段階で、どのような方法があるかというのはいろいろ検討はしたいと。御指摘をいろいろいただいているところですので、そこは何か方法がないかというのは研究してまいりたいと思います。以上です。

○小川（学） 2の2、今お話ししているところなんですが、A、B、C、D、Eがいらっしゃる。A、B、Cは相続を放棄しなかったんでしたっけ。

○債権管理課長 まだしておりません。以上です。

○小川（学） だったら、仮に残置物だけがあって、その使用料がたまりにたまって77万円というのもちょっと厳しいかなと思っていて、仮に残置物を放棄しますと言ったらこの債権はなくなるでいいですか。

○債権管理課長 相続人が相続を放棄すれば市の債権はなくなります。以上です。

○住宅政策課長 残置物は既にあります、今現在。

○小川（学） もうちょっと言うと、D、Eは既に相続放棄をしているんだから、残置物があろうがなかろうが、令和6年1月11日から利息を取るというのは、これちょっと無理があるような気がするんですけど、違いますか。

○債権管理課長 DとEは、この間の口頭弁論で相続放棄をしたいということをおっしゃったんですけども、手続的にはまだしておりませんので、現段階では債務を負っている状態でございます。以上です。

○小川（学） であれば、手続していないからというお話だったら、D、Eは手続したらおしまいですし、例えばA、B、Cも残置物を放棄したらおしまいになってしまうということですか。

○債権管理課長 D、Eに関しては、相続放棄の意思表示があったので、次回10月までにその手続をして、原則は亡くなったのを知ってから3か月以内ということですがけれども、裁判所のほうでは柔軟な対応をしているようですので、相続放棄の真実が認められた場合はもうそれでD、Eに対する請求はなくなるということですがけれども、A、B、Cに関しては、そもそもA、Bが今送達できていないという状況なので、送達をしてということをやっていくわけですがけれども、市に対してはもう判決が本日内容が届いたということでございます。A、Bはこれからということですが。以上です。

○小川（学） 送達といって、裁判所は認めたと。市の勝訴ということなのかどうか分からないんですけど、今話を聞いていると、残置物があったがために債権が発生したということですよ。しゃくし定規に取り立ててかわいそうだなという気がするんですけど、どうでしょうかね、その辺。残置物があっただけで債権を請求するというのはいかがでしょうか。

○債権管理課長 市営住宅の契約名義人が亡くなって契約が終了するわけですがけれども、その契約が終了した場合には原状復旧をしてもらわなきゃいけないと。その義務というのは、どうしても相続人に引継ぎがされてしまう。それまでに放棄すればそういった義務もなくなるわけですがけれども、その手続がなされていない以上は

求めていくしかないですし、実際のところAさんは片づけると言っていたので、片づけてもらうということを進めるしかなかったと思います。以上です。

○塚本 今の市営住宅なんですけれども、DとEが相続放棄が認められる可能性があるみたいな、家庭裁判所も柔軟に解釈してくれるみたいな話がありましたけれども、事故のために相続があったことを知ってから3か月ということは、DとEは自分の親が亡くなったことを知らなかった可能性があるということですか。

○債権管理課長 A、B、Cは、ちょっと細かいことを言うと名義人が再婚した後の子供で、D、Eは再婚する前のお子さんということで、相続人の調査をする中で結婚していることが分かってということなので、分かったのは弁護士に委任をした後です。ですから、比較的最近だったとは言えます。以上です。

○塚本 ただ、相続放棄の手続は家庭裁判所に申述が必要なので、口頭弁論か何かで相続放棄の手続をすると言っただけでは多分相続放棄の手続にはならないと思うんですが、そこら辺は大丈夫なんですか。

○債権管理課長 今回の訴訟の口頭弁論の中でそういった話が出てきたので、裁判官のほうからも、裁判で放棄という意向を示されても手続をしたことにはならないので、家庭裁判所で手続をしてくださいという案内はございました。以上です。

○若狭 1点だけ、この市営住宅の件で確認させてください。残置物が撤去されたのはどのタイミングなんですか。

○債権管理課長 債権管理課に案件が移管されて、その後弁護士が相続人と交渉して、ようやく撤去されたのが昨年8月です。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部 基本一任します。ただ、議運でも視察のことがちょっと議論になっていま

したけれども、例えば日帰りで、私は消防の指令センター、松戸の、あれはぜひ視察したいなと思っているんですけども、やっぱり委員としていろいろと共通認識に立ったりするためにも、そういう日帰りで行けるところなんかは積極的に見たほうがいいなというふうに思っていますので、内容については一任しますが、ぜひそういうことを。前は江東区まで、防災センターでしたか、行ったことがありましたけれども、まず自分の身近なところで消防指令がどこを。松戸に移ったわけけれども、どんなふうにとこのを個人ではなかなか見れないんです。ぜひそういうところも委員会の視察の中で積極的に取り入れていただきたいなと思います。

○委員長 御意見ありがとうございます。では、御異議なしということで、今の御意見を参考に考えていきたいと思えます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 5時17分閉会